

◎議 事 日 程（第4号）

令和6年6月10日（月曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 議案第27号 愛西市学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について
日程第2 議案第28号 愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第3 議案第29号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第4 議案第30号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第5 議案第31号 水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について
日程第6 議案第32号 道の駅周辺整備工事（東ゾーン）請負契約の変更契約の締結について
日程第7 議案第33号 道の駅再整備工事請負契約の変更契約の締結について
日程第8 議案第34号 道の駅あいさい及び花はす公園の指定管理者の指定について
日程第9 議案第36号 令和6年度愛西市一般会計補正予算（第3号）
日程第10 議案第37号 令和6年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第11 議案第38号 令和6年度愛西市下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第12 決議案第1号 愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画第一期の策定について、小中学校適正規模等計画部分の白紙を求める決議について
日程第13 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（18名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	佐 藤 旭 浩 君
3番	中 村 文 武 君	4番	河 合 克 平 君
5番	真 野 和 久 君	6番	山 田 門左エ門 君
7番	吉 川 三津子 君	8番	神 田 康 史 君
9番	鬼 頭 勝 治 君	10番	石 崎 誠 子 君
11番	角 田 龍 仁 君	12番	近 藤 武 君
13番	原 裕 司 君	14番	佐 藤 信 男 君
15番	杉 村 義 仁 君	16番	山 岡 幹 雄 君
17番	高 松 幸 雄 君	18番	竹 村 仁 司 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永貴章君	副市長	清水栄利子君
教育長	河野正輝君	総務部長	近藤幸敏君
企画政策部長	西川稔君	教育部長	佐藤博之君
保険福祉部長	田口貴敏君	健康子ども部長	人見英樹君
産業建設部長	宮川昌和君	上下水道部長	山田英穂君
消防長	伊藤規雄君	財政課長	堀田毅君
企業誘致課長	藤澤寿章君	都市計画課長	佐藤政樹君
産業振興課長	清水直樹君	保険年金課長	後藤真治君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷲尾和彦	議事課長	長谷川 努
書記	村瀬俊彦	書記	秋田 郁哉

○議長（近藤 武君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

ただいまから議案質疑に入りますが、質疑におきましては愛西市議会会議規則第54条で、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。同条第2項では、この規定に反するときには議長が注意することとなっております。また、同条第3項には、自己の意見を述べるできないとなっております。発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

理事者側におかれましては、答弁漏れのないよう的確な答弁に努めてください。

議案質疑については、事前の通告制を取っているため、通告書に基づき質疑を行ってください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第27号（質疑）

○議長（近藤 武君）

それでは、日程第1・議案第27号：愛西市学校体育施設の開放に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、13番・原裕司議員、どうぞ。

○13番（原 裕司君）

それでは、議案第27号：愛西市学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について質問をさせていただきます。

永和中学校を除く全ての中学校の体育館に空調冷房設備を整備し、授業あるいはクラブ活動等の熱中予防対策を進めるという趣旨であることはよく分かっております。

この学校開放の折の体育館の使用料、1時間当たり700円という時間の徴収設定をされております。この1時間当たりの算出根拠についてお伺いをしたいと思います。

それと、空調を使用する時期ですね、こういった学校開放、体育館を開放する状況を各学校の主な利用団体、そして延べ時間についてお伺いをしたいと思います。

まずは、この3点ほどよろしくお願いをいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

使用料につきましては、スポットエアコン設置に伴う消費電力と電力単価から積算いたしました。

学校開放の状況についてでございますが、令和5年6月から9月における永和中学校を除く

市内中学校5校の状況について御答弁させていただきます。

佐屋中学校体育館の主な利用団体名は、クラブメラ、バスケットボール、ハッピー、ソフトバレーボール、ホワイトイーグルス、ハンドボール等で、延べ時間数は280時間。

立田中学校体育館の主な利用団体は、グリーンモンスター、バスケットボール、エンジョイビーチボールクラブ、ビーチバレーボール、愛西ソフトバレーボールクラブ、ソフトバレーボール等で、延べ時間数は594時間。

八開中学校体育館の主な利用団体は、17ボーラーズ、バスケットボール、インフィニティ、バスケットボール、レン、ビーチバレーボール等で、延べ時間数は180時間。

佐織中学校体育館の主な利用団体は、デスペラード、バスケットボール、BLOWING、マーチングバンド、ネクサス、バレーボール等で、延べ時間数は632時間。

佐織西中学校の主な利用団体は、ダン、バスケットボール、BLOWING、マーチングバンド、名球会、バレーボール等で、延べ時間数は578時間でした。以上でございます。

### ○13番（原 裕司君）

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

先ほど上がりました主な団体のバスケットボール等が各学校とも多かったんですけど、こういった使用される団体について、補助交付団体であるかどうかということと、それとこの交付団体に対して補助金の額、大体で結構ですのでお願いをしたいと思います。

それと、最後の質問になりますが、空調を使用する、当初は申請をせずに体育館の利用したいということで、その日の天候によってやっぱり空調を入れたいなという時期もあるかと思えますので、そういった場合の申請方法というんですかね、その手続の方法についてお伺いをしたいと思います。

以上3点、お願いします。

### ○教育部長（佐藤博之君）

学校開放により体育館を使用している団体のうち、約40%の団体が補助金の交付を受けております。

交付団体における補助金額についてでございますが、市スポーツ協会に加盟する一般団体24団体には、1団体当たり2万5,000円、市内1人当たり400円、市外1人当たり200円、またスポーツ少年団11団体には、1団体当たり3万、市内1人当たり600円、市外1人当たり300円の補助金が交付されております。

学校開放により体育館を使用している一般団体は9団体あり、交付される補助金の最高額は18万8,200円、最小額は7万2,600円。また、スポーツ少年団は6団体あり、交付される補助金の最高額は40万4,900円、最小額は13万2,700円です。

続きまして、空調設備の使用申請についてですが、空調設備を使用する場合の申請は、施設使用許可申請と同様に、使用日の前月の第2土曜日から3日前まででございます。気候等による当日申請は受け付けませんので、事前の申請になります。以上でございます。

### ○議長（近藤 武君）

次に、3番・中村文武議員、どうぞ。

○3番（中村文武君）

議長にお許しをいただきましたので、お伺いしたいと思います。

議案第27号：愛西市学校体育施設の開放に関する条例の一部改正についてお伺いたします。

1時間700円ということですがけれども、この700円の徴収方法はこういった形になるのでしょうか。また、体育館利用の場合、半面ずつ利用する場合がたまにあるんですけれども、そういった場合、費用はどういうふうに分けるのでしょうか、お伺いしたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○教育部長（佐藤博之君）

まず、徴収方法についてですが、予約システムで予約された場合はキャッシュレス決済で、体育館等の窓口で予約された場合は現金で徴収いたします。

続きまして、半面使用の取扱いについてでございますが、半面使用した場合、垣見鉄工アリーナにおける冷房設備使用時と同様に、一律的に1時間当たり700円を加算いたします。なお、半面ずつ別々の団体が使用する場合の取扱いにつきましては、垣見鉄工アリーナにおける冷房設備使用時と同様に、冷房設備使用料の負担について双方の団体に協議していただくこととなります。以上でございます。

○3番（中村文武君）

御答弁ありがとうございました。

再質問をそれではしたいと思います。

先ほどの半面ずつ違う団体が利用する場合ということなんですけれども、双方の団体に協議してということですが、ただ理論上、片方は使いたいから片方は使いたくないとかというようなことでトラブルが発生する可能性もあるかなというふうに思います。先に予約したほうがキャッシュレスで700円を払って、例えば4時間使って2,800円で、後でやったところはお金がないから払いたくないというような形になった場合、泣き寝入りするのか、本当にお話しして半分を払うかというような形でトラブルになる可能性があると思います。

そういった場合はどうするのかということをお伺いしたいのと、現場の立田体育館とか佐織体育館、親水公園は多分慣れていらっしゃるかなと思うんですけれども、今回初めてチャレンジするような現場の職員の方というのにちゃんと周知されていて、その体育館の職員の方の反応といいますか、意見というのは聞いてこういう形にしたのかどうかということ、この2点、再質問したいと思います。よろしくをお願いします。

○教育部長（佐藤博之君）

まず、使用者への対応についてでございますが、冷房設備の使用は、使用者が自らの判断で施設使用許可申請と同時に申し込まれるものと考えます。

垣見鉄工アリーナの冷房設備使用時において問題が起きた事例の報告等がなく、双方の団体の間で円滑に協議されていると考えております。

なお、協議で問題等が起きた場合、指定管理者等が直接的に関与することは考えておりませ

ん。

片面使用の場合は、別の団体が片面を使用することが想定できることから、空調設備を使用するには別団体との協議が必要になることを周知していきたいと考えております。

続きまして、現状の指定管理者との協議の内容についてでございますけれども、このたびの学校開放に伴う事務手続が発生する旨については、既に指定管理業者と調整を行っております。立田体育館における空調設備の利用については、これまで非常に利用が少ないということもありますので、立田体育館におけることに関してはちょっと参考にはできませんけれども、その点を踏まえまして、垣見鉄工アリーナの対応と同じように考えさせていただいたことで御理解を賜りたいと考えております。以上でございます。

**○議長（近藤 武君）**

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

**○4番（河合克平君）**

では、重なるところもありますが、もう一度確認します。

700円という金額の根拠について確認をするのと同時に、利用方法、利用料、またその利用料の支払い方法を教えてください。また、この内容については減免の取扱いがあるのかお伺いします。

また、9月1日の施行ということになりますが、それまでには設置がされるんだろうなというふうに思うんですが、その前にプレですとか、プレ企画じゃないですけども、事前にちょっと使えたりというような、そんなようなことは考えているのか教えてください。

**○教育部長（佐藤博之君）**

まず、使用料の積算根拠についてでございますが、スポットエアコン設置に伴う消費電力と電力単価から積算いたしました。

続きまして、利用方法及び使用料の支払い方法についてですが、空調設備を使用する場合の申請は、施設使用許可申請と同様に、使用日の前月の第2土曜日から3日前までです。気候等による当日申請は受け付けませんので、事前の申請になります。利用料の支払いにつきましては、予約システムで予約された場合はキャッシュレス決済で、体育館等の窓口で予約された場合は現金で徴収いたします。

続きまして、減免の取扱いについてでございます。

学校体育館の使用については、使用料は原則徴収していないものと考えております。使用料は電気使用の実費相当分として、昼間の照明使用時並びに夜間使用時のみ徴収しております。そのため減免の取扱いは行いません。

続きまして、施行日についてでございますが、設置に係る状況を考慮しますと、施行期日の前倒しは難しいと考えているところでございます。以上でございます。

**○4番（河合克平君）**

700円の根拠ですが、電力使用量と単価ということですが、この単価ですが、今単価が随分変わってきているということもありますし、単価設定が一体幾らなのか、電力使用量と単価、

1 時間当たり幾ら、何円の単価設定をされているのか、もっと詳細をお伺いしたいんですが。

あわせて、単価がここ何年、ここ数か月でもう何パーセントと上がる、これから電力に対する補助がなくなれば上がっていくわけで、そういった実費精算ということでいうと、考え方はどのように考えているのか。これは条例で入りますから、条例を変更しなければ単価を変更することはできませんので、その辺のことについてはどう考えているのかについて1点確認をお願いします。

あと、もう一点は、使用する3日前までしか受け付けませんということですがけれども、3日前ということについて、今、暑くなったり涼しくなったりといろいろとありますけれども、急激に暑くなることも当然あるわけで、そういう中で利用者の方の命を守るということを考えても、その場で利用するというのも、これは条例上はそういった細かいことが載っていませんので規則になってくるかと思うんですが、そのことについてはしっかりと弾力的な運用を図っていくということをするべきではないかと思うんですがけれども、そういう考えはないのか。親水公園などは、その場で職員がいるからというのものもあるのかもしれないですがけれども、その辺は弾力的に運用されている部分と、実際僕も利用しているので分かっているんですがけれども、学校だけは3日前ということ为原则とするという、かなり強い口調で言われたような気持ちもあるので、弾力的な運用をする考えはあるのかどうか確認させてください。

その2点ですね、お願いします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

まず、700円の積算の根拠でございます。

電力単価についてでございますけれども、令和5年7月の単価1キロワット当たり22.33円、また、消費電力につきましては1台当たり3.9キロワット、それで体育館には8台設置いたしますので、22.33円掛ける3.9キロワット掛ける8台ということで、700円として積算をさせていただきました。

その後の考え方についてでございます。

使用料につきましては、原則、受益者負担の考え方を持っております。基本的には急激な電気単価等変更した場合にはつきましては、特段学校開放に限らず、親水公園の使用料等についても考える余地はあると考えますけれども、今現在、初めて条例で議会にお諮りをさせていただいておりますので、あくまでも当初の金額で進めてはいきたいとは考えております。

続きまして、3日前までの弾力的な運用についてでございます。

先ほども御答弁させていただきましたけれども、学校開放の空調の取扱いについては、既に指定管理業者と調整はさせていただいております。垣見鉄工アリーナと同様な考え方を持っておりますので、あまりにも急激な天候等の変化により利用者にとって負担が大きいということになった暁においては、垣見鉄工アリーナと同様に、私どもとしても考えていく必要があるとは考えます。以上でございます。

#### ○議長（近藤 武君）

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

議案第27号：愛西市学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について質問します。

重なりますけれども、よろしく申し上げます。

使用料1時間の700円の根拠をまず1つ目。

2つ目は、立田中学校の体育館等の冷房設備の利用状況をお尋ねします。

○教育部長（佐藤博之君）

使用料1時間当たり700円の積算根拠についてですが、スポットエアコン設置に伴う消費電力と電力単価から積算いたしました。

その内訳は先ほど申し上げたとおり、電力単価22.33円掛ける1台当たり3.9キロワット掛ける8台ということで、700円として積算をさせていただいたことを改めて御説明させていただきます。

続きまして、立田中学校体育館の冷房設備の利用状況についてですが、学校体育施設では、立田中学校体育館にのみ冷房設備が設置されております。令和元年8月に1回利用されました。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

1時間700円を徴収していくわけですけれども、この使用料は入として入るんですけれども、どこに入るのかということがまず1点。

それと、今、立田中学校の利用状況は少ないので、これは理由はそれぞれいろいろあると思いますけれども、今回ほかの永和中学校を除くあとの中学校のところでは1時間700円ですけれども、立田中学校はガスなので少し高いという1時間4,880円ということですが、これによってまたさらに利用されにくいのではないかと思いますけど、その辺りの考え方を教えてください。

○教育部長（佐藤博之君）

まず、使用料の納入についてでございます。

使用料につきましては、指定管理者から市へ納付されます雑入、学校開放使用料として取扱いをさせていただき、その後、学校教育課が所管する中学校費の需用費、光熱水費、電気料に充当させていただきます。

続きまして、立田体育館でございます。

立田体育館につきましては、このたびスポットクーラーを設置するに当たっては、電気の使用によるものを設置させていただきますが、立田体育館については、ガスヒートポンプによる設備となっております。そのこともあり、1時間につき4,880円を加算させていただいている状況でございます。

使用料の取扱いにつきましては、受益者負担の考え方から、あくまでもそれに1時間当たり空調設備を動かすためにかかった費用について使用料の徴収をお願いしてまいりたいと考えております。

その後の立田体育館の利用、また立田体育館を除く学校の利用につきましては、教育委員会



としても注視してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第28号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第2・議案第28号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

議案第28号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを質問いたします。

この一部改正の条文の資料2の1の1の、条例に対する提案の2ページ目、経過措置があつて、保育士及び保育事業者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは当分の間、改正後の第29条第2項、第31項第2項、第44条第2項、第47条第2項の規定を適用しないというふうに書かれております。当分の間というのは一体いつまでなのか確認をさせていただきます。

また、このような配置基準が変更されるということになれば、公定価格という金額が変わってくるかというふうに思いますが、これはどのような時期にその公定価格が上がる予定なのか、それを教えてください。以上、お願いします。

あと、もし公定価格については、この財源、保育事業等の市が負担する財源、または国が負担する財源、県が負担する財源等について、財源の内訳について併せて教えてください。以上です。

○健康子ども部長（人見英樹君）

まず、本市には本議案の対象となる家庭的保育事業等の事業所はありません。

御質問1点目の経過措置の中の当分の間なんです、こちらについては明確な経過措置の期間は設けられていません。

次に、配置基準が変更されて公定価格が上昇する時期についてです。

今年度から4歳以上児配置改善加算が追加され、4歳以上児に係る保育士の配置を4歳以上児25人につき1人としている施設に対しては加算が適用されることになっています。

次に、財源内訳です。

家庭的保育事業等の事業所を運営する場合の経費は施設型給付費として、国が給付費の2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担します。以上です。

○4番（河合克平君）

明確になっていないということは、国が明確にしていけないというのはあるんですけども、愛西市としてどの程度なんだろうという目標があれば教えていただきたいのと、あと、配置基準が変更されて公定価格が上昇する時期というのは、24のうち1人として営業所については上がるというお話があったんですが、いわゆる配置基準を変えるという手を挙げたときに、初めて公定価格が変更されるのか、その事業者に対して。その確認です。いつまでも今まで適用しないということを、当面の間適用しないということだから、適用されないところには公定価格は上がらないという理解でいいのか教えてください。

また、財源内訳については、一応分かりましたので、お願いします。

先ほど、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準で、家庭的保育事業を愛西市にないというふうにおっしゃいましたけれども、家庭的保育事業というのは市の特定教育保育施設についてもつながっていくわけですが、今ある特定教育保育施設についてもこのような配置基準が変わるといっていいのかどうか確認をお願いします。

○健康子ども部長（人見英樹君）

まず、1つ目の経過措置の関係なんですけど、こちらについては市の目標というのは特に持っていませんので、国の動向、情報を注視してまいります。

続いて、公定価格については、こちらについては既に変更されているといいますか、加算分として設けられておりますので、配置をした場合に、先ほど申し上げたように保育所を配置すればその分加算、公定価格に加算されるということでございます。

それからもう一点、財源内訳については、普通の保育園についても同様、こども園も同様に基準は変わっております。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

基本的に河合議員と同じなので、再質問で1回質問したいと思いますが、愛西市は基本的に家庭的保育事業というのはこの間ずっとないわけですけども、こうした設置される場合には、市の担当というか管轄になるということだと思っておりますが、こうした動きというのは今のところあるのでしょうか、それともないのか、その辺についてお尋ねをしたいと思っております。

○健康子ども部長（人見英樹君）

現在のところ事業者のほうからこういった施設をつくりたいとか、そういった話は伺っておりません。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第29号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第3・議案第29号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・河合克平議員どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第29号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを質問いたします。

公務補償ということなので、補償される費用というのは、その給与日額等が変われば当然補償は上がるということになると思うんですが、この変更された条文で増額されていますので、増額された根拠について教えてください。

また、記載があるとおりの補償日額、変更された分についても、実際の今の給与水準に合っているのかどうか、どのようなお考えを持っているのか教えてください。

もしも事故が起きたときの公務災害補償については、どのような財源内訳で公務補償がされるのか教えてください。

また、最後に市独自のそういった公務補償というのは、新たに別途つくられているのか、それについても教えてください。

以上、4点お願いします。

○消防長（伊藤規雄君）

変更の額の根拠でございますが、非常勤消防団員や消防作業に従事した者等に対する損害賠償の額は、一般職の職員の給与に関する法律に規定される俸給月額から算出された額が根拠となります。

補償日額は実態に合っているかということでございますが、社会経済情勢に鑑み、処遇改善を図る観点から、基準政令の一部改正に合わせて改正を行うもので合致していると考えております。

次に、災害補償費の財源ですが、消防団員等公務災害補償等共済基金から支払われる特定財源となります。市独自の補償についてはございません。以上でございます。

○4番（河合克平君）

公務災害があったときの補償を定められておりますが、先ほど日額については一般の職員から、金額から算出したというふうにおっしゃっていただいたのと、実態に合っているよというお話もありましたが、この公務災害補償について過去にそういった支払いをした例があるのか教えてください。

○消防長（伊藤規雄君）

過去には令和元年に2名、お支払いをしております。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第30号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第4・議案第30号：愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い発言を許可いたします。

最初に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

議案第30号：愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、1点お聞きします。

被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に改めていくわけですけれども、これは交付時期、交付はいつからか教えてください。お願いします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

資格確認証等の交付ですが、資格確認書、資格情報のお知らせにつきましては、本年12月2日以降に資格を取得した方、再交付を申請した方に随時交付し、従来の保険証をお持ちの方については、有効期限である令和7年7月末までに交付いたします。

○1番（馬淵紀明君）

資格確認書と資格情報のお知らせというと今お話がありましたけれども、もう少しそれぞれの具体的なところ、詳細をお願いします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

被保険者証の廃止以降、マイナンバーカードの保険証としての利用登録をされていない方には資格確認書を交付します。また、登録された方には資格情報のお知らせを交付します。

資格確認書は、従来の被保険者証の代わりとなるものです。利用登録をされていない方には当分の間、職権により交付するほか、マイナ保険証を紛失した方と必要な方には申請により交付します。

資格情報のお知らせは被保険者証の基本情報が記載されており、マイナ保険証を利用できない医療機関で、マイナ保険証と同時に提示することで保険診療が受けられるようになります。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第30号：愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について質問を行います。

今、マイナ保険証の話が出ていますけれども、今回の規約の改正はいわゆるマイナ保険証に対応した規約の改正となっていますが、今後、現在でもマイナ保険証そのものの利用そのもの

が5%ぐらいしかないという現状でもあります。そういう中で、まずはマイナ保険証に変更していなかった場合の被保険者の不利益があるかないかということについて、まず確認をしたいと思います。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

不利益はないものとされております。以上です。

○5番（真野和久君）

現在、マイナ保険証を登録している方でも、今いろいろな、様々な不安からマイナ保険証の登録を外したいという形で市町村に申請をしている方も見えると思うんですが、そうした方々には今後、新たな保険証、今、紙の保険証もまだあって、今後、いわゆる確認書などが含まれるようになるのかについてお尋ねしたいと思います。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

一律、マイナンバー保険証を登録していない方に関しては、確認書のほうを交付していきま

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第31号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第5・議案第31号：水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い発言を許可します。

最初に、14番・佐藤信男議員、どうぞ。

○14番（佐藤信男君）

議案第31号：水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について質問をさせていただきます。

まず、そもそも水槽付消防ポンプ自動車とはどのような災害に出動し、どういう役割をするのかお伺いします。また、今回更新対象となる車両の使用経過年数はどれくらいなのか、お尋ねします。

また、議案資料の2には機動性の高い緊急消防援助隊登録の災害対応車両を更新整備するものと説明されていますが、緊急消防援助隊登録とはどんなことですか、お伺いいたします。

以上、よろしくお願ひします。

○消防長（伊藤規雄君）

水槽付消防ポンプ自動車はどのような災害に出動し、どういう役割をするかということですが、火災事案及び救助事案において、消火活動、人命救助活動を主眼において活動する車両となります。即時に放水し、火災現場の最前線で活動をいたします。

次に、更新となる車両の使用経過年数でございますが、平成15年12月に配備され運用開始から20年が経過しております。緊急消防援助隊登録とはということでございますが、消防組織法第45条第4項の定めにより申請し、消防庁長官が登録するものでございます。登録を行いますと地震等の大規模災害が発生した際、出動要請時に愛知県隊として出動し、被災地での救援活動を行うものでございます。以上でございます。

**○14番（佐藤信男君）**

それでは、再質問させていただきます。

水槽付消防ポンプ自動車は、現在の車両と更新する新車両の違いはどういったところなのかお伺いします。

また、愛西市の消防車両で緊急消防援助隊登録をしている車両はあるのかどうかお伺いいたします。

**○消防長（伊藤規雄君）**

水槽付ポンプ自動車は、現在の車両と更新する新車両の違いでございますが、今回の新車両では、積載水のタンク容量が大きくなることや積載量が増量となるほか、ファイルキャビンの採用で、車内収納や隊員装備の着装スペースが拡大となる機能強化を図っております。

現在、緊急消防援助隊の登録している車両でございますが、水槽付消防ポンプ自動車3台と救助工作車、資機材搬送車、救急車、マイクロバス各1台の合計7台となります。以上でございます。

**○議長（近藤 武君）**

次に、11番・角田龍仁議員、どうぞ。

**○11番（角田龍仁君）**

それでは、議案第31号：水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について質問させていただきます。

契約方法は指名競争入札であります。指名した業者数と、また業者名を教えてください。お願いいたします。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

指名選定業者の数は7者で、業者名は平和機械株式会社、株式会社三陽商会、株式会社赤尾名古屋支店、小川ポンプ工業株式会社名古屋出張所、長野ポンプ株式会社、内外物産株式会社、株式会社モリタ名古屋支店でございます。以上でございます。

**○11番（角田龍仁君）**

それでは、再質問させていただきます。

それぞれの入札金額と、あと落札率をちょっと教えてください。お願いいたします。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

各業者の入札額はいずれも税抜きで、平和機械株式会社6,980万円、株式会社三陽商会5,710万円、株式会社赤尾名古屋支店5,020万円、小川ポンプ工業株式会社名古屋出張所6,020万円、長野ポンプ株式会社5,800万円、内外物産株式会社5,900万円、株式会社モリタ名古屋支店

6,000万円でございます。落札率は96.7%となります。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

議案第31号の水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について確認をさせていただきます。

先ほど指名業者については7件教えていただきましたので質問をしてありますが、繰り返しはいいです。

また、落札率については96.7%ということでお話がありましたが、あと予定価格、先ほど税抜きを聞きましたが、税込みの金額を教えてください。

あと、この消防ポンプ自動車については機能強化が図られるということで、先ほどタンクが、容量が云々という話もありましたが、もう一度機能強化について教えていただきたいのと、それによってどのような消防力が強化されるのか教えてください。

また、この買換えをした新しい車両については、どこに配置をされるのか、併せて教えてください。

続いて、旧車両について聞きますが、20年ということですが、旧車両については不具合が発生していたのか、あったとしたらどのような不具合があったのか。20年ということで長期になっているということもありますけれども、使い続けることができなかつたのか、使い続けられなかつたのであればその理由について教えてください。

あと、今までの自動車については、使用年数は20年というふうに聞きましたので、その質問は買換えで終わります。

さらに、旧車両について買い換えるということですので、この旧車両については買い換えるということだというふうに考えますが、買い換えるのであれば旧車両をどのような処分の方法をするのか教えてください。

また、契約金額が6,281万円という金額ですが、これについてはどのような財源の内訳で購入されるのか教えてください。以上、お願いします。

○総務部長（近藤幸敏君）

まず、税込みの予定価格でございますが、6,497万8,892円でございます。

○消防長（伊藤規雄君）

機能強化でございますが、今回の更新では積載水及び積載量が増量となり、車内収納や隊員装備の着装スペースは拡大となる機能強化を図っております。

消防力の強化についてでございますが、火災初期での放水が拡充でき、延焼拡大の阻止が強化されます。多様な資機材の積載や配置により迅速性ととも活動の幅も広がり、また大規模災害時には装備の十分な積載が可能となり、災害対応力が強化されます。配置場所にありましては消防本部消防署となります。

平成15年から運用し20年が経過しておりますが、不具合等に関しては現時点の不具合がございませんが、過去にはパワーウインドーやエアコンプレッサー、真空ポンプ止水弁、ウオータ

ーポンプ等の交換や修繕を行っております。

旧車両の処分方法でございますが、競売を予定しております。以上でございます。

○総務部長（近藤幸敏君）

財源につきましては、緊急防災・減災事業債を充当し、対象外経費は一般財源となります。以上でございます。

○4番（河合克平君）

予定価格の税込みの金額6,400万円ということでしたが、この税込み価格、予定価格以内であった業者の一番高かったのは何なのか。7者中予定価格以内であったのは何者なのか教えてください。

あと、機能強化については、災害のときの対応がよくなるということは分かりましたので、それはいいんですが、旧車両について不具合があるかということについては、今のところないけどということでしたが、内部規定などで20年たったら換えたほうがいいよみたいな、そんな内規というのか要綱じゃないですけど、そんなことがあって20年ということを決めているのかどうなのか教えてください。

あと、旧車両の処分については、競売ということですが、どのような競売方法をするのか。インターネットで競売をするのか、その競売の方法を教えてください。

あと、財源の内訳、緊急防災・減災事業債だということですが、100%利用ができるということですが、この6,200万円を借りて80万円は一般財源というような振り分けなのか、その振り分けの金額について併せて教えてください。

○財政課長（堀田 毅君）

まず、私のほうからは予定価格以下の応札者の数でございますが、予定価格以下の応札者は株式会社三陽商会、長野ポンプ株式会社、内外物産株式会社の3者でございます。以上です。

○消防長（伊藤規雄君）

車両の更新する目安ではありますが、おおむね20年を目安に更新計画を立てて更新しております。

競売方法でございますが、見積り合わせにて実施する予定でございます。以上です。

○財政課長（堀田 毅君）

財源内訳、緊急防災・減災事業債の内訳の件ですが、対象外経費に関する部分の数字のほうはまだ我々のほうつかんでおりませんので、現段階ではまだお答えできないような状況になります。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第32号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第6・議案第32号：道の駅周辺整備工事（東ゾーン）請負契約の変更契約の締結についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い発言を許可いたします。

最初に、11番・角田龍仁議員、どうぞ。

○11番（角田龍仁君）

それでは、議案第32号：道の駅周辺整備工事（東ゾーン）請負契約の変更契約の締結について質問させていただきます。

資料2の主な変更項目で、土壌改良剤の追加、あと造成土を購入とありますが、当初実設計ではどのような設計であったのか、また土壌改良剤の追加及び造成土購入、それぞれの金額を教えてください。お願いします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

当初実施設計における搬入土は、国土交通省の建設発生土の利用に基づき設計をし、購入金額は無代となっております。

変更項目のそれぞれの金額につきましては、土壌改良剤の追加で約2,199万9,000円、造成土購入で7,356万5,000円でございます。以上です。

○11番（角田龍仁君）

それでは、再質問させていただきます。

当初設計で全ての造成土を購入土とした場合、積算額は幾らであったのか教えてください。お願いいたします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

全ての必要土量を購入した場合でございますが、約1億9,090万円となります。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、16番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○16番（山岡幹雄君）

議案第32号：道の駅周辺整備工事（東ゾーン）請負契約の変更契約の締結について質問させていただきます。

今回の変更契約につきまして、どうして変更された経緯を教えてくださいのと、資料2の変更項目の1から6までの、同じような質問なのですが、変更理由説明とその金額が分かれば教えてください。

○産業建設部長（宮川昌和君）

まず、変更された経緯でございますが、設計時におきまして確認困難な要因による条件等の変更、サウンディング調査結果に伴って追加するものなどございまして、請負契約変更及び契約変更事務取扱要領に基づき、市と施工業者、工事管理委託業者と協議し判断したものでございます。

続きまして、変更理由とその金額でございます。

土壌改良剤の追加では、約2,199万9,000円の増加となり、理由につきましては、土質基準に適合するように土壌改良剤を添加するためでございます。

購入土の購入では、約7,356万5,000円の増加となり、理由といたしましては、使用不可となった建設発生土に替えて購入土とするためでございます。

工事用道路の設置では、約2,193万5,000円の増額となり、理由につきましては、すき取り工事後、地盤支持力が得られないことが判明したことにより、工事車両の搬入路に鉄板を敷設するためでございます。

電気設備の増設では、約3,468万3,000円の増加となり、理由はサウンディング調査結果による屋外施設におけるイルミネーション、キッチンカー等のイベントに必要な電気設備増設工事のためでございます。

作業資材数量の見直しにつきましては、約3,163万3,000円の増額でございまして、理由といたしましては、発注時には確認困難な要因及び設計図書の施工条件と実際の工事現場の不一致等によって見直しが生じたためでございます。

次に、交通誘導員の配置人数の変更では、約739万7,000円の減額となり、理由につきましては、工事用乗り入れ口を2か所計画しておりましたが、1か所に減らしたためでございます。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

次に、6番・山田門左エ門議員、どうぞ。

○6番（山田門左エ門君）

それでは、発言通告書に従って質問いたします。

発注金額の16.1%、1億7,641万6,000円もの大きな誤差が生じているということで、設計上、あるいは積算、あと地盤調査、仕様の変更など、どこに問題があったのか教えてください。

それから、現在、令和6年4月末の工事の出来高10億に対して、今どこまで、何パーセントまでいっているのか教えてください。

それから、3点目ですけれども、追加工事契約の前に業者とのVE、バリューエンジニアリングなんですけれども、なるべく低く抑えるための対策は取らなかったのかどうかを教えてください。

それから、4点目ですけれども、総額で道の駅再整備ということで49億円の計画ですけれども、これからさらに物価高、人件費高、工事費の見直し金額は幾らになるのか教えてください。

以上4点よろしく申し上げます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

変更に至る理由は、設計時に確認困難な要因による施工条件等の変更、サウンディング調査結果に伴って追加するものなどございまして、請負契約変更及び契約変更事務取扱要領に基づき、市と施工業者、工事管理委託業者で協議を図り、判断をしたものでございます。

次に、令和6年4月末の工事出来高率でございますが、13.8%でございます。

次に、バリューエンジニアリングを行ったのかということでございますが、追加工事契約前

に市と施工業者、あと工事管理委託業者にて協議をし、判断をしております。

次に、総額49億円、工事の見直し金額は幾らになるのかということでございますが、こちらにつきましては、年間約7%の物価上昇等を見込んでおりまして、工事費総額49億円台を見通しとしております。以上でございます。

○6番（山田門左エ門君）

それでは、再質問をさせていただきます。

確認困難な内容ということですが、これは愛西市には責任がないという、工事業者には責任がないということでしょうか。それをお願いします。

それから、工事の出来高なんですけれども、13.8%ということなので、今後またこういう予測困難な増額というものがあり得ることなのかどうか教えてください。

それから、VEはやりましたということなので、継続してお願いいたします。

それから、49億円なんですけれども、7%の物価上昇率を見ているということなんですけれども、結構最近はその以上の金額が増えているのではないかとということで、国土交通省や日本建築業連合会などからも出ておりますけれども、相当なコストアップになっているという資料もありますが、本当に大丈夫なのかどうか確認をお願いします。よろしく。

○産業建設部長（宮川昌和君）

今回の変更契約に当たっての業者側の責任というようなお話かと思えます。

こちらにつきましては、先ほども御説明させていただいたとおり、やはり設計時に困難な内容ということで、こちらにつきましては、やはり双方で話合っている方策を考えていくというところでございます。

次に、13.8%で、また増になるんじゃないかというお話でございますけれども、こちらについては進捗についてしっかりと管理をして進めていきたいというふうに考えております。

あと、物価上昇7%というところでまだ上がるんじゃないかというお話でございますが、一応私どものほうも7%という形で物価上昇のほうを見ております。今のところ49億円台ということで、今後につきましてもその辺の進捗管理をしっかりと取っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

それでは、順次質問のほうをさせていただきます。

議案第32号：道の駅周辺整備工事（東ゾーン）請負契約の変更契約の締結について質問をいたします。

まず最初に、先ほどからお話が出ておりますが、国土交通省の建設発生土のマッチングシステムに関してお伺いをしたいと思います。

私が聞き取りをしたところによれば、国土交通省のマッチングシステムで業者を見つけ、システムを使わずに個別でお約束をしたというふうに聞いておりますので、申込みのときの発生

区分の土が来なかったのか、どう違っていたのか、その点について1点お伺いをしたいと思います。

そして、市の受入れ基準、強度についてだと思えますが、どのような基準を持っていて相手方はどのような基準のものを出してきたのか、お伺いをしたいと思います。

そして、既にもう土等が入れられ、搬入がほぼ終わっているように思いますが、どの段階で強度が足りないことに気づいたのか、その点についてお伺いをいたします。

それから、この発生土の搬出者の検査と市が搬入時の検査をしているということですが、この検査方法に違いがあるのか。違いがあるならばその点について詳しく教えてください。

そして、契約書はないんだと、無料のものについて契約書はないとお聞きしておりますが、申し込んだ土が来なかった場合、どのようなお約束になっているのか、その点について市がどのような、口頭でお約束していたのか、文書でお約束していたのか、その点についてお約束状況を教えていただきたいと思えます。

そして、搬入したものが川のしゅんせつ土というふうにお聞きいたしましたが、そのしゅんせつ土をそのまま持ってきているのか、既に凝固剤などを添加したものを持ってきているのか、お伺いをしたいと思います。

あと、土壌の軟弱さの想定についてお伺いをしたいと思います。

こちらは田んぼでしたので、ボーリング調査などを行って、上の表土30センチぐらい取っているというふう聞いておりますが、この地盤の軟弱さを想定して設計等がされたのかお伺いをしたいと思います。

そして、契約についてですが、施工方法を請負業者が自ら決めて設計どおりの形にする任意仮設と指定仮設があると思えますが、どちらなのか。そして、その設計図書にはこのどちらを活用するのか、どのように記されているのか、お伺いをしたいと思います。以上です。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、順次御答弁いたします。

まず初めに、購入時の発生土区分のものが来なかったのかということでございますが、こちらにつきましては、搬入した発生土につきましては、土質区分基準を満たしていないものもございました。

次に、市の受入れ基準でございますが、こちらにつきましては、国土交通省の発生土利用基準に基づき受け入れてございます。

その次に、どの段階で強度が足りないことに気づいたかということでございますが、初段階のときに仮置場に少量の土量を伏せ置き、土質の検査を実施して判明したというものでございます。

次に、搬出者の検査と市の検査の違いでございますが、検査につきましては、国土交通省の発生土を利用基準にのっとり行うため、試験方法には双方違いはございません。

その次に、申し込んだ土が来なかった場合の契約上どうなっているのか、返品できるのかというところでございますが、こちらにつきましては、事前の土質調査結果が適合であれば提供

依頼を行い、受領をしていただき、合意形成を図るといった手続を取らせていただいております。発生土が事前検査のとおり適合であることの判断をした初段階で確認し、不適合であれば搬入中止とし、返品撤去費用等の問題が生じないよう対応をいたします。仮に返品が生じた場合につきましては、協議によって調整のほうを行っていきます。

次に、しゅんせつ土はどのようなものなのかということでございますが、こちらのほうそのままのものでありまして、凝固剤などの添加はございません。

その次に、ボーリング調査をして表土30センチを取った軟弱さのトラブル発生の想定のほうは設計でされていなかったのかということでございます。

設計時におきましては、ボーリング調査結果から軟弱であると確認はしており、軟弱地盤を考慮した舗装圧の設計といたしました。しかし、発注時には予想できなかった地下水位が確認されましたため、施工条件の変更ということでございます。

最後に、任意仮設か指定仮設かということでございますが、設計図書におきましては、仮設工事について工法の指定はしておらず、全て任意仮設となります。そのため、受注者の任意で施工方法等の変更を検討していただきます。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

それでは、順次、再質問のほうをさせていただきます。

最初に、申込み時の発生土区分のものが持ってこられなかった、満たしていないものもあったということは、不良品を持ってこられたということかというふうに認識をしております。この発生土区分がどう違ったのか先ほど質問いたしましたので、きちんとお答えをいただきたいと思えます。

満たしているものがどれだけ来て、満たしていないものがこれだけ来て、多分満たしていないものに対して土壌改良剤を添加して使えるようにする。そして、全く駄目な部分については新しい土を買うという、3種類の土が来るということだと私は理解しましたので、どのような土がどれだけ来てというところの説明をお聞きしたいと思います。

それから、この強度が足りないことをいつ知ったのかということで、搬入されたときに調べたんだということですが、私がお聞きしたいのは何年何月何日にこの事実を知ったのか。もう既に土壌改良剤も入れられちゃって、新しい土地も入れられちゃって、議会の議決がないままもう土は入っているわけですね。このいつ知って、いつからこういった改良剤を入れて、土を既に入れているのか、その経過についてお伺いをしたいと思います。

一般的に議会の人間とすれば、議会を通らなければこの執行はできないはずですが。どのような法律でこのような手法が許されるのか、そして要綱等で金額等を定めていらっしゃるということはお聞きしておりますが、要綱は法律ではありません。勝手につくることはできません。この要綱、要領については、どの法律の何条にのっとって決められているのか教えていただきたいと思えます。

あと、申し込んだ土が来なかったということですが、契約書は交わしていない。じゃあ実際に何を交わしているのか。そして、返品の場合の規定についてはどう書かれているのか、

その点についてもお聞かせをいただきたいと思います。

あと、国土交通省のマッチングシステムでは、業者を決めた場合、あとは個別で協議をすることになっておりますが、こういった不良品の場合どうするかの協議、ここに業者を決めたときの協議はどのようにしたのか、お伺いをしたいと思います。

そして、あと、こういった建設残土を利用する場合、こういった無償に乗っちゃって大変な思いをする自治体もあるかもしれませんが、公募によって価格を決めて業者を決めるという方法もあるわけですが、この土の購入についてどのような手法を検討したのか、お聞かせをいただきたいと思います。

そして、今回こうして土壌改良剤、そして新たな土を入れる土壌改良剤を入れれば土との攪拌等、普通は一般の会社で行われるような作業をあの都市公園の場所でされるわけです。当然、工事の手間暇もかかり、人件費も加算されているわけです。この人件費については、どこで補填しているのか、この改良剤云々の中に含まれているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

あと、ボーリング調査での予期しなかった事実として、地下水位のことが出ました。この地下水位が原因で、少し約束した土が軟弱な土でもこの地下水の問題がなければ入れられたのか、その点ですね。地下水のボーリングと調査等、設計等に問題はなかったのか、その点について評価をお聞きしたいと思います。

あと、国土交通省のマッチングシステムを最終的には使わず個別交渉をしたということですが、なぜ最後まで国土交通省のマッチングシステムを使わなかったのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、あと、ボーリングで地盤が軟弱であるということは分かっていたはずであります。公園の部分にまでその土の強度が必要なのか、建物を建てるどころだけ土の強化をすればよいのか、その協議をされたのか、お伺いをしたいと思います。

それから、あと、他自治体でこのように建設残土が搬入された場合、約束と違うということで、今回のような契約のし直し等がされた自治体があるのか、そしてその自治体はどのような解決方法を取ったのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それで、先ほど任意仮説と指定仮設のお話をさせていただきましたが、この工事契約で土の搬入についてはどのような記載をしてきたのか、どのような工事の契約の中で設計図書とかいろいろあると思いますが、その中で土に関しては全く市が購入するので工事の会社には関係がないのか、その辺どのように記されているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

ここの中で、土は無料で市が手配するんだということで、この工事は進んでいると思います。そうであれば、変更契約を出して帳尻を合わせるのではなくて、市がこの改良土とか土を購入すべきものではないかと思いますが、その辺の判断をどのようにされてこの変更契約にされたのか、お伺いをしたいと思います。以上です。

○議長（近藤 武君）

ちょっと質問のほうがかかなり多いので、ちょっとここで暫時休憩を。

○7番（吉川三津子君）

休憩をして帳尻、説明したほうがいいですか。

○議長（近藤 武君）

ここで休憩を取らせていただきます。再開は11時といたします。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（近藤 武君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、順次御答弁いたします。

まず、1番目の質問でございます。

土の軟弱地盤の状況ということでございますが、こちらにつきましては、発生土の利用をさせていただいたのが約2万3,000立米でございます。添加剤を入れた改良土のほうは約5,000立米、あと購入土のほうは1万5,600立米でございます。

その次、2問目でいただきました、いつから軟弱だということが分かったかという御質問かと思えます。こちらにつきましては、令和6年2月17日のところで検査の結果分かったものでございます。

その次ですが、3つ目の今回の契約のことについてでございますが、こちらにつきましては、市の請負契約変更及び契約変更事務取扱要領の第6条に基づきまして、工種の追加を伴わない変更、累積概算増減額が当初契約金額の20%未満かつ2,500万円未満のもの、変更金額が100万円未満かつ20%未満もしくは300万円未満のもの、この全てを満たす場合ということで、今回変更のほうの契約を進めさせていただいております。

ちょっと飛びますが、7つ目にいただきましたお話でございます。

今回のこちらの変更に当たり、人件費についてはということでございますが、こちらのほうは諸経費に含むということでございます。

その次、ボーリングの推移ですね。こちらが設計に問題があったのではないかとということでございますが、こちらにつきましては、先ほども御答弁させていただいたとおり、ボーリングの時点ではそういうもともと軟弱であるということは判明しておりましたが、それ以上に実際には水位が高かったというところであったということでございます。

9つ目にいただきましたマッチングシステムを使わなかったということでございますが、こちらのほうですが、確かにマッチングシステムのほうは利用しておりません。こちらにつきましては、搬出時期とか搬出の距離など、こちらの条件に合うものというのがかなり難しいということで、実際、公共事業者のほう、発生土のほうが出るところと直接と話をさせていただいたということでございます。

その次ですが、10番目、軟弱なものを公園の今の建物だったら使っていいんじゃないかというようなお話でございますが、公園の造成に当たりましては、こちら側の3種以上のものを使

うということが国土交通省のほうでも示されておりますので、3種以上のものということで進めておるところでございます。

その次、11番目でいただきました他自治体でもこういうことがあるんじゃないのというようなお話であるのであればということでございますが、大変申し訳ありません、こちらのほうは他自治体の調査はしてございません。

私からは以上でございます。

○企業誘致課長（藤澤寿章君）

私のほうからは、発生土を利用するに当たって契約はどのようなものであったかということでございます。

こちらのほうは、事前に発生土利用の提供の情報を我々が聴取しまして、その工事現場と協議をし、提供していただく土を、試験をかけまして、その段階でオーケーであれば依頼書をかけて時期等を協議し、搬入していただくという手順を踏んでおります。

業者を決めて、個別にどのような協議をしたか、返品等のことでありますが、搬出していただく、また直前ですね、事前にも協議をいたしまして、その中で一部改良材が必要であるという土については、あらかじめそれを承知して協議結果として承知をして受け入れております。しかしながら、実際に運ばれてきたものが明らかにNGというようなものについては、一旦そこで搬入を中止し、そのNGになるであろう土を検査して、これは使えないと、いわゆる土質区分の発生土利用基準に満たないものであれば使えないということで、先方からの搬入を中止しております。

それから、購入土ですね、どのような購入を今回行ったのか、購入に至る、どのように購入をしたのかということでございますが、こちらについては、請け負っておる名工建設、それから施工管理委託業者、コンサルティングアドバイザーのコンサルティング、そして我々とできるだけ運搬距離の近い良質土、即敷地造成工に使える土というのを事前に、そういうところを詮索しまして、条件にかなったものであります。結果としては、実施設計額で買うものより安価な良質土、購入土を購入しているという結果であります。

私のほうからは以上です。

○7番（吉川三津子君）

議長、ちょっと答弁漏れがありますので、発言してよろしいでしょうか。

○議長（近藤 武君）

ちょっと待つてね。

○企業誘致課長（藤澤寿章君）

実施設計の段階から、この発生土を調達するに当たってです。市が全て責任を持って発生土を調達するという設計にはなっております。以上です。

○7番（吉川三津子君）

よろしいですか。答弁漏れ、発言してよろしいですか。

○議長（近藤 武君）

はい。

○7番（吉川三津子君）

先ほど、容量等は法律ではないので、どんな法律に乗った容量なのかということをお聞きいたしました。そして、あとマッチングシステムを使わず個別交渉をしたそちらの手法を選んだ理由は何ですかということをお聞きいたしました。それからあと、土の搬入について、どのように契約書等には記されているのか。先ほどから市の責任で土を購入することになっているということは事前にもお聞きしていたわけですが、そうすると一般会計のほうで土の購入費を取るべきであって、この工事業者と変更契約を結ぶ手法というのは、土の購入の責任は市にありますので、おかしいのではないかということの質問をさせていただきました。以上です。

○議長（近藤 武君）

吉川議員、先ほどの漏れた部分だけ。

○7番（吉川三津子君）

漏れた部分です。再度言い直しました。これ読んだので、答弁していただいていないので申し上げます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

まず、私どものほうがやりました取扱要綱の関係、これの持たれる法律ということでございますが、大変申し訳ございません。ちょっと確認しておりませんので、こちらで御答弁することができない状況でございます。

その次の個別の交渉という内容ですが、先ほど企業誘致課長のほうからもお答えをさせていただいたとおり、やはり距離的なものとか、そういうところが合わないというところもございますので、個別でお話をさせていただいているというところでございます。

私からは以上です。

○企業誘致課長（藤澤寿章君）

土の今回の購入については、補正等で対応すべきではないかという御質問でございますが、発生土量というもとの実施設計から発生土調達がなかなか難しい状況に至りました。我々としては、その実施設計の中の工程の工種の中に敷地造成工というのがあります。こちらに伴う発生土を利用して敷地造成工を行う。しかし、必要土量がなかなか満たされなかったということで、敷地造成工の工種を変えずに、発生土として購入をして、敷地造成工を完了させるというていでありますので、こちらは変更契約で条件はかなっていると考えております。以上です。

○議長（近藤 武君）

よろしいですか。

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

議案第32号：道の駅周辺整備工事（東ゾーン）請負契約の変更契約の締結についてですけれども、今、吉川議員のほうからかなり詳細な質問がありました。もう一遍ちょっと質問の通告

に基づいて、ちょっと基本的なことをもう一遍整理したいと思いますので、質問をお願いしたいんですけど、変更の6項目、資料2に書いてあります。これは変更理由もあるわけですが、もう一度なぜそういう変更理由の状況になったのかについて、ちょっと説明をしてください、それが必要になったのか。

あと、先ほどもありました設計時などに事前に分からなかったのかについても、ちょっと基本的にまず教えてください。

○産業建設部長（宮川昌和君）

各項目の詳細と、あと変更理由でございます。土壌改良材の追加でございますが、土質基準に適合するように土壌改良材のほうを添加するためでございます。

造成土の購入でございますが、使用不可となりました建設発生土に替えまして、購入土とするためでございます。

工事用道路の設置でございますが、すき取り工事後、地盤支持力が得られないことが判明をいたしましたので、工事車両の搬入路に鉄板を敷設するためでございます。

次に、電気設備の増設でございます。

こちらは、サウンディング調査結果による屋外施設におけるイルミネーション、キッチンカー等のイベントに必要な電気設備の増設工事のためでございます。

次に、作業・資材数量の見直しでございますが、こちらは発注時には確認困難な要因及び設計当初の施工条件と実際の工事現場の不一致によって見直しが生じたためでございます。

次に、交通誘導員の配置人員の変更でございますが、工事用乗り入れ口を2か所計画しておりましたが、1か所に減らしたためでございます。

事前に分からなかったのかということでございますが、設計時において確認困難な要因による条件の変更、あとサウンディング調査結果によって追加するものなどございまして、請負契約変更及び変更事務取扱要領に基づきまして、市と施工業者、工事監理委託業者と協議し、判断したものでございます。以上でございます。

○5番（真野和久君）

それでは、再質問を行います。

先ほどからの質問の中でも、設計当時には分からなかったというようなことがあったという話もあったので、ちょっと具体的にその辺りについてもう一度確認をしたいのですが、1つは土壌改良材の投入というところで、先ほど設計時のところでのボーリング調査のときには分からなかった地下水の深度というのがあったという話でありましたが、本来ボーリングは、あの辺については当然地下水がたくさんあるのが分かっているわけで、最初から。そういう点で、事前にボーリング調査の中に地下水位等の調査を行わなかったのですか。それは、なぜそれをやってこなかったのかということが非常に疑問になっていますので、その点についてまず最初に、まず1点目としてそれを伺いたいと思います。

それから、今回発生土がNGだったということで購入土になったわけですが、今後、当然土壌改良材を含めて導入しながら造成をしていくということですが、当然あの辺は

液状化の危険性が非常に高いところであり、先ほどの発生土でいったらしゅんせつ土というような話でありましたが、しゅんせつ土なんかはまさに液状化に好条件で適合するような土壌であって、確実に土壌改良材等を含めて相当やらないと、公園そのものが今後の大きな地震とかでは大きな被害を担ってしまうような可能性もやはりあると思うんですけれども、そうした可能性を含めてどのように検討されているのかについて、その点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、サウンディング調査の中で、イルミネーションとかキッチンカーをやりたいということで、そういう中で電源の強化をするというような電気設備の増設という話ではありましたが、これについてもう一遍確認で、すみません、金額のほうをお願いしたいと思いません。

あと、それ以降、5点目のところでも、資機材数量の見直しで、施工条件の変更の中で確認困難だったものとか、現場との不一致でという話がありましたが、ちょっとその辺の具体例について挙げていただきたいと思えます。以上です。

○企業誘致課長（藤澤寿章君）

設計段階では、ボーリング調査を行っております。その中で軟弱であるという、今回のことではないんですけど、ある程度認識はあったんですが、その工法によって仕上がりでの舗装設計において軟弱地盤を舗装厚として設計をして、順次舗装をしていって対応するという実施設計ではあったんです。ところが、やっぱり軟弱地盤であったということで、今回のように施工条件を変えたということがございます。事前のボーリング調査はしております。以上です。

○5番（真野和久君）

地下水位の調査をなぜ行わなかったのか、最初に。

○企業誘致課長（藤澤寿章君）

地下水位の検査は、ちょっと確認をして答弁させていただきます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、私から、まず土のほうは軟弱だということで、発生土から購入ということで変えた経緯がございます。公園のほうは、実際にその場が、簡単にいうと危ないんじゃないかというようなことがございますが、当然、今の建築発生土のほうにつきましても、ドクトールという改良材を入れることによって、そちらのほうはしっかりと土質が改良されまして、こちらにつきましても、簡単にいうと変な添加剤もなく、あとその後でも草も生えるようなというようない改良材だというふうに聞いておりますので、公園としてはやはりそれは状況に見合ったものとなるということがございます。

また、購入土につきましても、当然良質な購入土のほうを購入して入れておるというところでありまして、こちらにつきましても、土の造成に伴って公園における災害の被害が大きくなるというようなことは考えておりません。

その次でございます。

サウンディングの結果の電源のお話でございますが、金額については、御答弁を先ほどいた

しておりませんので、イベント用のコンセントということで、金額とすると3,500万円程度ということで考えております。

その次、施工条件の変更の具体的なものということでございますが、こちらにつきまして代表的なものということで上げさせていただきますと、乗り入れ口の形状の変更など、あと中にあります排水路なんかの地盤改良とか、給水の変更とか、主立ったところといいますと、そんなところだと思うというところでございます。以上です。

○都市計画課長（佐藤政樹君）

地下水位の調査の結果ですね、こちらについて答弁させていただきます。

地質調査を実際行っております。その際に、地質の調査と併せまして、地下水位の高さは調査しております。ただ、調査時点が渇水期であるのか、あとは地下水位の変動、その辺も実際に敷地造成をした時期と調査時期との差異が生じまして、今回は地下水位が軟弱地盤ということで高い状態だということなので、このような措置をしたところでございます。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第7・議案第33号（質疑）**

**○議長（近藤 武君）**

次に、日程第7・議案第33号：道の駅再整備工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、16番・山岡幹雄議員、どうぞ。

**○16番（山岡幹雄君）**

議案第33号の道の駅再整備工事請負契約の変更契約の締結について、2点ほど質問させていただきます。

先ほどの第32号と一緒に、今回の変更契約につきまして変更された経緯を教えてください。

また、資料2の主な変更項目の1から4まで、これも議案第32号と一緒に、変更理由の説明とその金額を教えてください。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

変更の経緯でございます。

変更の経緯は、発注時に確認困難な要因に基づくものでありまして、請負契約変更及び契約変更事務取扱要領に基づき、市と施工業者、工事監理委託業者と協議し、判断したものでございます。

続きまして、各項目の変更理由と金額でございます。

地盤改良工事の追加では約912万円の増額となり、理由につきましては、浄化槽、受水槽、

キュービクルの設置に当たり、過去のボーリングデータより地盤改良を不要と判断しておりましたが、地盤改良工事が必要となりました。

高圧受電設備の容量増では約647万円の増額となり、理由につきましては、当初設計に加え、都市公園内の多目的広場に各種イベント時に使用できる電源を設置することで電力使用量が増えたため、容量を600キロボルトアンペアに変更をいたしました。

24時間トイレの入り口付近の設計変更では約155万円の増額となり、理由といたしましては、観光案内所等の建物間の勾配対応への安全対策といたしまして、手すりの追加と滑りにくいタイルへ仕様変更し、また新設した駐車場との地上高を考慮し、排水溝を追加いたしました。

既存施設営業継続への対応では約200万円の増額となり、理由につきましては、既存施設の周辺整備を実施するに当たり、物置、ごみ置場、プロパンガスの移設等の仮設工事が必要となり、また電気設備の切替えの際には、発電機を使用して停電をさせないよう対応をいたしました。以上でございます。

#### ○議長（近藤 武君）

次に、6番・山田門左エ門議員、どうぞ。

#### ○6番（山田門左エ門君）

それでは質問いたします。

契約金額の僅か1.1%、1,210万円で、現契約金額が10億円ぐらいあるので、この程度の内容が吸収できないのか、ちょっと非常に不審に思います。

それが1点目ですね。

2点目が地盤改良工事の追加ということで、先ほどからお話しされていましたが、浄化槽とか高圧のキュービクル、それから受水槽の設置ということで地盤改良が必要ということで、普通は上に乗かるものが大丈夫かどうかということで地盤調査をやって、上の重量に耐えるN値が出てくるかどうかということをチェックしているはずなんですね。だから、水位の問題とかではないような気がしますけれども、通常はN値が幾つ出てくるかということ調べて設計をします。もし期待されるN値が出てこない場合は、基礎を摩擦ぐいだとか、やり方はいろいろありますが、何でそういう設計ができなかったのか。極めて何か設計がちょっと変ではないかというふうに思っていて、地盤調査が誤っていないかどうかということが2点目です。

それから、3点目ですけれども、キュービクルの容量が増加ということで、隣に増設ということですけど、これトランスの容量アップで600kVAのトランスに変更したということだと思いますけど、これはそんなに大きく変わるような内容だったかどうかを質問いたします。

以上、3点よろしく申し上げます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、順次御答弁いたします。

まず、変更について、この契約の中で吸収できなかったかということでございますが、変更契約につきましては、契約規則ほか関連の規則、あと要綱等及び工事施工業者との現契約の定めるところにより、工事を進める中で生じた設計変更を精査し、手続を進めるということでご

ざいます。

続きまして、当初の地盤調査が間違っていたのじゃないかということでございますが、実施設計におきましては、過去のボーリングデータのほうを使用しており、地盤改良は不要と判断をされてはおりました。掘削の結果、軟弱性が確認されたため、地盤改良工事が必要となり、地盤改良を行ったものでございます。

続きまして、キュービクルの容量の増のお話でございますが、こちら当初の設計に加えまして、都市公園内の多目的広場に各種イベントで使える電源のほうを設置することで、やはりそちらの電力使用量の予想が増えたということでございます。容量を600キロボルトアンペアに変更をさせていただいております。以上でございます。

#### ○6番（山田門左エ門君）

今のお話では、通常、浄化槽だとか、高圧受電設備だとか、受信装置の設置場所が決まっているのであれば、その位置でボーリング調査をしてN値が幾つかというのは確認できるはずなので、何でそういうことになってしまったのかよく分かりません。

それから、キュービクルが600kVAに増えたということですけど、これはもともと400とか300とか、そんな値なんですかね。もともとの容量を教えてください。

あと、こういうトイレの入り口の勾配の変更で追加工事が出るということになれば、どんどん工事費が増えていくのではないかと思います。以上、ちょっと質問いたします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

キュービクルの容量でございます。

一応、当初は500キロボルトアンペアということで想定をしておったところですが、それらが増えたことによって600キロボルトアンペアということで増とさせていただいたところがございます。

トイレ等の勾配による設計の変更ということでございます。

今後もこのような形で、当初設計の中でやはり判明してこなかった部分というのが大なり小なり出てくるかというふうには思っておりますが、そちらにつきましては、私どもと、あと工事施工業者、あと監理業者等としっかりとお話をしつつ進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○議長（近藤 武君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

#### ○5番（真野和久君）

議案第33号：道の駅再整備工事請負契約の変更契約の締結について、変更理由についてちょっと簡単に説明をお願いします。

あとは32号と同じで、なぜそれが必要になったのか、また設計時で事前に分からなかったのかについてお願いします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

再整備工事を進めていく上におきまして、必要とする設計変更、あと道の駅の利用者の利便

性を考慮した設計変更のほうを実施したということでございます。以上でございます。

**○5番（真野和久君）**

手を抜かないで答弁をちゃんとしてほしいんですけども、ちょっと具体的に聞きます。最初の、さっきの話、過去のボーリングデータ、これはいつのボーリングデータを使っていたのか、何で今回やらなかったのか。これはもしかしたら東ゾーンのほうも過去のやつを使っているとしたら問題なので、その辺をちょっとついでに答えをお出してください。

それから、公園電源というのは、これはどこの公園の電源なのか。東ゾーンの公園のためなのか、あるいは西ゾーンのところの道の駅に付随する公園なのか、その辺りについてもちょっと詳しく聞きます。それで、何で増やすのか。先ほど公園に電源設置しますという話だったんですけども、どういう目的で使うのか。また、それは例えばサウンディング調査の結果なのか、その辺りについても教えてください。取りあえずその2点についてお願いします。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

それでは、まずボーリングのデータのお話でございます。

こちらにつきましては、過去のボーリングデータということで、現状の道の駅の建設時のボーリングデータでございます。なので、平成15年の11月に行われたボーリングのデータのほうを使っております。ただ、こちらにつきましては、今現在の道の駅の側のお話でございます、東ゾーンにつきましてはこのデータは使っておらず、新たにボーリングのほうを実施しております。

続きまして、受電設備のお話ですが、こちらはどこななのというお話でございますが、こちらは今御説明差し上げているのは、西ゾーンのほうの公園のところのお話でございます。こちらでもサウンディングの中で発生してきたものでございまして、西ゾーンの都市公園内の多目的広場がございまして、こちらのほうに各種イベント、キッチンカーを入れたりとか、いろいろとイベントのほうをまた新たな指定管理者候補者と協議をし、進めていくところでございまして、そちらのほうでイベントのときに使える電源ということで設置をするということで考えております。こちらの想定でいきますと、今の容量でなく660キロボルトアンペア程度必要だということで、こちらの変更のほうをお願いするものでございます。以上です。

**○議長（近藤 武君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第34号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第8・議案第34号：道の駅あいさい及び花はす公園の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、16番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○16番（山岡幹雄君）

議案第34号：道の駅あいさい及び花はす公園の指定管理者の指定につきまして、2点ほど質問させていただきます。

今回、指定管理の指定期間が10年になったり、その基準があればちょっと教えてください。

あと、今回の事業費に伴って、指定管理者の選定委員会の人数の根拠、どうしてこの人数になったのか、その辺お尋ねします。

また、道の駅あいさい及び花はす公園指定管理者候補者選定結果の8に選定結果の項目別理由と総括理由はどのような経緯で作成したのか、お尋ねいたします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは初めに、指定期間基準と、あと選定委員の人数の根拠でございます。

こちら本事業は、指定管理者制度と管理許可を併用し、民間事業者に投資を前提に提案を求めることに加え、客層の再構築、イベント開催など、民間事業者のノウハウ発揮が期待される事業スキームであることから、指定管理期間を10年と設定をいたしました。指定管理者選定委員会における委員につきましては、ガイドラインで定める基準に照らし、外部有識者5名により構成をいたしました。

続きまして、8の選定結果、どんな経緯で作成されたかということでございます。

こちらにつきましては、指定管理者選定委員会による審査基準に基づき、審査及び評価の結果を踏まえて作成のほうをしております。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

次に、6番・山田門左エ門議員、どうぞ。

○6番（山田門左エ門君）

それでは、発言通告書に従って質問いたします。

指定管理者の選定委員長に四日市大学の学長さん、今は元学長だと思いますけれども、この方は学校規模適正化や総合計画、あるいは行政改革推進、特別職報酬審議会、自治基本条例など、ほとんど愛西市の委員会や審議会の会長に任用されています。本件だけでなく、どうしてそれぞれ分野別に専門性を生かした知識、見識のある人に依頼しないのか。この方は、基本、専門は行政学なんですね。どうしてこれだけ、ほとんど愛西市の委員会に委員長として参加されていますが、どうしてもっと知識、見識のある人に依頼しないのかお尋ねします。以上です。

○産業建設部長（宮川昌和君）

指定管理者選定委員会の委員長であります岩崎学長につきましては、地方自治制度に精通をしており、指定管理者制度についても十分な識見、見識を有しておられますので、御登壇いただいております。以上です。

○6番（山田門左エ門君）

特にありません。

○議長（近藤 武君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第34号の道の駅あいさい及び花はす公園の指定管理者指定について質問いたします。

幾つかありますので、よろしく申し上げます。

まず、4グループの指定管理者の応募者数があり、1グループはしなかったと、残り3グループの中で選んだというようなお話もありましたが、その3グループについての名前、また名称を教えてください。

そして、その3グループそれぞれについて、審査基準が評価項目と評価点の視点があって、それぞれ、まずは1点目の本事業全体に対する項目の配点50点のうち何点であったのか。また、維持管理業務に関する事項30点のうち何点であったのか。また、今それぞれ合わせて内容点について合計で140点中何点であったのかということが教えてほしいのと、あと6ページにあるとおり、提案価格について、提案価格60点中、それぞれが何点であったのか、そして基礎審査点200点中何点であったのか、合計総合評価が何点であったのか、それぞれ3グループについてお伺いをします。

それと、まず今回の選定について、Fun Spaceさんが選定をされたわけですが、どういう業者なのかということを知るために、決算資料、状況等が分かれば、どういう経営を今までしてきたかということに分かるかと思っておりますので、その経営状況について分かるために、決算の状況について3年間、3、4、5年と教えてください。

また、この指定管理者については、一体どの地域で指定管理を行っているのかについても、全国で本事業と同様の機能を有する複合施設の云々ということでありましたので、全国で行っているということですが、どの地域で行っているのか教えてください。

また、項目別理由の中で、意思決定プロセスが単純かつ明確であった点というのは、意思決定プロセスが単純かつ明確の内容について教えてください。

また、7ページの項目別理由の②番のコストの積上げと売上げ予想が示されている点というのは、コストの積上げはどのようにしていて、売上げ予想がどのようにになっているのかについて具体的に教えてください。

また、経費削減のための工夫というのは、一体どのような工夫をされているということの評価したのか教えてください。

そういう意味で、年間コストの金額、また売上げ予想の金額、提案があった金額ですね、それについてと、経費削減の費用、年間コストの金額と売上げ予想の金額を教えてくださいのと、この金額、一般会計の補正予算の中で8億2,000万ほどということが出ていますが、これについて、その費用はどのように愛西市は負担をするのか、その費用の財源内容について教えてください。

以上、お願いします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、順次御答弁いたします。

最初に、3グループの名前はということでございます。

指定管理者候補者に選定されなかったグループの名称等につきましては、公表することにより当該グループに不利益が生じるおそれがあるため、御答弁のほうは差し控えさせていただきます。

次に、それぞれの内容、価格点でございますが、指定管理者候補者の総合評価点は、配点400点に対し306.54点で、当該点数は申請グループの中で最高得点でございます。指定管理者の選定につきましては、内容点、価格点などの審査項目ごとの比較ではなく、総合評価点により指定管理者候補者を選定しておるところでございます。

その次、候補者の詳細と決算の詳細ということでございますが、指定管理者候補者でありますFun Space株式会社は、東京都新宿区に所在する企業でございます。

事業内容につきましては、指定管理者制度に基づく公の施設の管理運営や自治体の計画策定コンサルタント、公共民間施設の運営等に関するコンサルタント、PFI等による設置施設を含む民間施設の運営受託、調理食品、加工品等の商品企画、製造、販売でございます。

決算につきましては、指定管理者候補者から直近3か年の貸借対照表、損益計算書の提出を求め、確認をいたしました。当期純利益につきましては、3か年とも黒字でございました。

その次、どこの地域で指定管理をしているかということでございます。

道の駅につきましては、長野県の道の駅安曇野松川、交流拠点複合施設では、新潟県のラポルテ五泉、岩手県のビッググループ滝沢の管理運営を行うほか、全国各地で公共施設の指定管理を請け負っておみえになります。

その次、意思決定プロセスの明確化の詳細ということでございます。

道の駅と都市公園の一体的な管理を行うことの意味決定プロセス、こちらが単純かつ明快である点が評価されたということでございます。

その次、コストの積上げと売上げ予測が示されている点や、経費節減のための工夫の詳細でございます。

コストの積上げと売上げ予測は、指定管理者候補者が運営する他施設の実績に基づき算出させていただいており、経費削減のための工夫といたしましては、PDAサイクルを循環させた定期的な見直し、継続的に改善をできる実施体制を整え、人件費や業務委託費などに係る経費を削減する計画のほうを提出していただいております。

年間コストの金額でございますが、運営独立採算部分以外の施設の管理運営に要する人件費、あと管理費等の積上げによる年間の指定管理料は、道の駅エリアのみを管理運営する令和7年度につきましては約5,400万円、令和8年度以降につきましては毎年度約8,600万円となります。

売上げ予測の金額でございますが、運営独立採算部分の管理運営を行っていただきますが、売上げ見込み金額につきましては、指定管理者候補者が運営する他施設の実績に基づき算出のほうをしていただいております。

費用の財源内訳でございますが、こちらは一般財源でございます。以上です。

○4番（河合克平君）

1回目で答えていただければいいんですが、まず3グループの名前は不利益になるのではということで、これは毎回毎回そうですね。それはあれですけども、せっかく皆さん運営したいと言ってきてくるわけなんで、そういった名前を言っていただいても何も不利益にはならないと思いますが、もう一度考え方を教えてください。

あと、私はそれぞれの内容点と価格点と基礎審査点のそれぞれ満点が何点ということがありました。今のお答えは306点、総合評価点ですと、総合評価で決めましたとありますが、一応A社、B社、C社で、A社、B社と当該Fun Spaceさんの内容点と価格点と基礎審査点というのは分かっていると思いますので、それぞれ教えていただけますか。あと、総合評価点の合計。内容を教えていただけないと、何かブラックボックスになってしまっているのかなと思ってしまいますので、それは教えてください。

あと、候補者の詳細についても、黒字ということは分かりましたが、一体、令和3年、4年、5年黒字の内容について、経常黒字がどの程度なのか、金額、決算の詳細を出していただいていますので、また株式会社であれば、決算は公告していますので、別に答えていただいても何ら問題ないかと思っておりますので、決算の黒字の金額について教えてください。

あと、候補者はどの地域でということですが、この中部地区、また愛知県、また東海3県では、この候補者は指定管理を行っていないという理解でいいでしょうか。今、長野だとか、新潟、岩手とかいろいろと聞きましたが、中部地区と、特に愛知県内で行っているのかどうかについては教えてください。

あと、意思決定プロセスの明確化については、一体的に施設を運営していくのに明確である。例えば、施設の管理者というのか、責任者が1人で、それでその1人が全て決裁を行っていくので明確なのか、明確化の内容が評価されるべき内容なのかどうか。その意思決定プロセスというのはそれなりのプロセスがあると思うんですけども、それはどういうふうに明確なのかということについて聞いていますので、それについて教えてください。

あと、コストの積上げと売上げ予想が示されている点ということは、評価として入っていることですので、他施設でしているからそれに基づいて評価をしたということですが、だから他施設に基づいて、この道の駅あいさいでも道の駅の都市公園でも、他施設と同様にしたら幾らの経費が見込まれて、売上げは幾らなのかということについては、当然審査の対象となっているわけなんで、それは具体的な金額、今それ以外の年間コストの金額は令和7年に5,400万、8年で8,600万円という話もありましたが、この業者が提案をしているそのコストの積上げの金額、これを教えてほしいという質問を出していますので、具体的に金額で教えてください。

また、売上げ予想についても、他施設のところのそれを基準にしてしていますということですが、他施設の基準とした売上げ予測を教えてください。一般質問では、売上げの20%が市に納入してもらいたいなお話もありましたが、しっかりとこの売上げ予測が分からなければ、このFun Spaceさんを選んだということにならないと思いますので、一応全ての点については通告をしていますので、詳細な答弁をお願いしたいと思います。

また、金額についてですが、10年間で8億2,000万と出ていましたけれども、今のお話を聞いていると、9年間で8,600万円で、1年間で5,400万円という理解で8億2,000万ということではないでしょうか。その金額について再度お伺いをします。

財源の内訳についてのお話もありましたが、一般財源ですということですが、一般財源であるのは分かりましたが、この費用については、そのほか補助金があるとか、地方交付税のほうで措置されるとか、そんなようなことは分かりますか、教えてください。お願いします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、順次御答弁のほうをしたいと思います。

まず、3グループの名前のお話でございます。

こちらにつきましては、市の運用ということで、指定管理者の指定の議案に対する対応ということで、今回こちらのほう御答弁のほうは差し控えさせていただくということでございます。

それと同じことにはなってしまいますが、2つ目のそれぞれの配点等につきましては、こちら先ほども御答弁をさせていただいたとおり、総合の点数のほうで審査のほうはさせていただくということでございます。それぞれの点数につきましては、やはりこちらも同じような理由につき、今回御答弁のほうは控えさせていただいております。

その次でございますが、決算の数字でございますが、決算の数字、御提出のほうはいただいておりますが、こちらにつきましてもやはり同じような感覚で、議員がおっしゃっているように、各企業のほうが公表はしているとは思いますが、こちらの今回の指定管理者の選定に当たりまして、あえてこちらのほうでお話をするような内容ではないというふうに考えております。黒字につきましては、先ほども言ったように、3か年については黒字になっているというところの確認はさせていただいておりますので、そちらのほうで御承知おきいただきたいというふうに思います。

それで、その次でございます。

どの地区でということでございますが、先ほどもお話をさせていただいたように、東北のほうと、あと中国地方のほうでも営業のほうをしてみえると思います。愛知県、あと中部という観点でいきますと長野県がございしますが、愛知県については今回初めてこちらのほうで道の駅、あと都市公園、一体的に管理していただくということでございます。

その次、明確化ということでございますが、先ほども御答弁いたしましたように、単純かつ明快であるという点が評価されたということでございます。こちらはやはり単一企業であるというメリットというのがあるかと思っておりますので、そちらのほうで運営の実績とか、苦情処理体制など、そういうところが評価されたのではないかというふうに考えております。

その次、コストの積上げのお話でございますが、コストの積上げについてはちょっとお待ちください。

申し訳ございません。一応、コストの積上げと予測ということでのあれですが、やはりそれにつきましては、ある程度こちらのほうでお示しさせていただいたように、経費削減の工夫などというのはかなり形としていい形で御提案のほうをいただいているというところがありま

して、そちらのほうがやはり今回選定されていった理由にもなるのかなというふうに思います。

その次ですが、年間コストにつきまして8億2,000万円、こちらのほうは議員のおっしゃるとおり、これが年間に必要になっていく、あと初年度については5,400、あと毎年度8,600という金額のほうが今度必要になってくるということで、こちらについては、先ほども御答弁させていただいたように、一般財源を活用していくということでございます。

補助につきましては、今の時点では形として私どものほうは確認しておりませんが、何かい補助があればそちらのほうを取得できるよう、財源の圧縮についてやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔「議長」の声あり〕

○議長（近藤 武君）

はい。

○4番（河合克平君）

答えられていません。

○議長（近藤 武君）

答弁漏れですか。

○4番（河合克平君）

答弁漏れでしょう。いいですか、答弁漏れじゃないですか。議長は何と思いましたか。

○議長（近藤 武君）

答えられないという答弁もあったと思うんですが、それ以外の答弁漏れですか。

○4番（河合克平君）

答弁漏れ。

○議長（近藤 武君）

そうしたらどの部分でしょうか。

○4番（河合克平君）

議長はどのように思われたか知らないですけれども、今の答弁で、我々が、この業者が正しいかどうか、どういう選択がされたかということ判断できないじゃないですか、ブラックボックス過ぎて。何も分からない中で、どう判断しろというふうに思うかということで、答弁漏れで、内容点、価格点、基礎審査点、それぞれ他の業者も含めて、今回のFun Spaceさんがこの点数であったので選びましたということが分からなければ、我々は承認をすることもできない、それを審査することもできないと思いますので、それについて改めて教えてください。これは答弁漏れです。教えてもらわないと審査ができません。

あと、候補者の決算状況については調べれば分かるのでいいですけど、ただこの場で言えないということがよく分からない。これも答弁漏れ。

あと、売上げ予測と年間コストの金額についても実際提案をされているわけだから、その提案をされた金額が言えないのもよく分からない。これも答弁漏れです。よろしくお願いします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、順次御答弁させていただきたいと思います。

先ほど河合議員のほうからは、他の業者がどのような形であったかということが分からないというお話をいただきました。こちらは指定管理者制度を導入して何年かたっておりますが、そちらの中でも、今まで落選候補者についての細かい点というのは、御答弁は差し控えさせていただいているというところもありますので、それを踏襲した形でのお話をさせていただいております。

今回、指定管理者の選定委員会のほうで、先ほども御説明をさせていただいた有識者の方5名を選定した中でしっかりと議論をしていただいた結果として、今回議会のほうに議案として提出をさせていただいているということでございます。

あと、売上げについてですが、こちらについても中では考え方についていろいろとお話を聞かせていただいた中でございます。こちらについても、公表することによりやっぱり企業の利害を害するおそれがあるということ、民間のノウハウであるというところを取って、一応今回金額という面ではお話をさせていただいていないというところでございます。以上でございます。

○4番（河合克平君）

議長、それでいいの。議長、答えていない。議長は答えておるという認識なの。

○議長（近藤 武君）

ちょっと待ってください。

市の権限の答弁をしたという認識で進めさせていただきたいと思うんですが、よろしいですか。

次に、7番・吉川美津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

それでは、順次質問のほうをさせていただきます。

議案第34号：道の駅あいさい及び花はす公園の指定管理者の指定について質問させていただきます。

市が一生懸命決定、協議したから議会はめくら判を押せというような答弁が続いておりますが、順次質問をさせていただきます。

農業従事者が減る中、農作物確保、今現在でも農作物が道の駅のほうに並べるのに大変減ってきて苦慮しているという話を聞いておりますが、こういった農作物確保についてどのような工夫がされているのかお伺いをいたします。

それから、フードコートの魅力ある工夫ということが書かれておりますが、どのような店舗が入り、どのような工夫がされるのかお伺いをいたします。

そして、都市公園の観光拠点施設はどのように利用するのか、具体的に案が出ていると思いますので、お聞かせをいただきたいと思います。

そして、年間イベントの集客予定についてお伺いをいたします。

夏は暑く、冬は伊吹おろしという中で、どのような工夫をされて、年間イベント、そして集

客の努力をされていくのかお聞かせをいただきたいと思います。

そして、地域との連携、農福連携ということが今回の公募の中でもうたわれております。どのような地域の連携の具体的な事業をされるのか、そして農福連携はどのような事業をされるのかお伺いをいたしたいと思います。

そして、指定管理者としての収入、そして支出はどういったものなのかお聞かせをいただきたいと思います。

そして、何度も出ているかもしれませんが、市の収入の見込みというのは幾らぐらい上げていらっしゃるのか、今回の事業計画の中で上げていらっしゃるのかお聞かせをいただきたいと思います。

この指定管理者の実施方針の中で、市は本事業の参画を希望する応募者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に配慮した上で、指定管理者候補者を選定するとしております。透明性、公平性を確保して選定がされたはずでございますので、しっかりと議会の中で報告もしていただきたいと思います。しかし、ほかの市町ではこういった事業計画、公募で当選された方の事業計画、議員が行けば窓口で見せてくださる、そんな自治体もたくさんあるのに、なぜこの愛西市では公開しないのか、その理由があればお聞かせをいただきたいと思います。以上です。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、順次御答弁いたしたいと思います。

まず最初に、農産物確保の工夫ということでございます。

生産者ごとに販売状況を定期的にメールで配信し、売行きを把握し、追加納品できるよう産直システムの導入や、あと他施設との総合販売を行うコーナーの設置、農産物出荷の支援として農産物の出荷や代理の配送への対応などの方策について御提案のほうをいただいております。

次に、フードコートの工夫というところでございますが、フードコートの店舗につきましては、多様な世代への対応、滞在時間の増加や利用者の増加、あと利用者の利便性の向上を求めています。テナント募集要項など詳細な募集条件につきましては、今後作成していただくこととなるため、店舗の決定時期につきましては来年度を予定しております。

続きまして、観光拠点施設、これをどのように利用するんだということでございますが、観光拠点施設におきましては、管理許可を受けまして指定管理者が運営を担うこととなります。地元の食材を生かした飲食物の提供等により、地域の魅力をPRすることを要求水準としております。年間を通じまして、にぎわいの拠点となるよう御提案のほうをいただいております。

続きまして、年間イベントとその集客予定ということでございますが、年間イベントとして蓮見の会など、従来のイベントを継続、発展させることや、年間を通じまして楽しめる新たなイベントをたくさん御提案いただいております。集客予定につきましては、事業規模に大きく影響し、臨時駐車場の確保とか、あと関係機関との調整の上、決定をしていきますので、具体的な数値の提案はいただいております。小規模な事業から1日数千人規模の地域イベントの企画も視野には入れていただいております。

次、地域との連携、農福連携についてということですが、障害者就労支援施設、あと社会福祉法人等の方々の農産物や、あと商品を農産物直売所やレストランで販売、提供することや、あと他施設への販路拡大支援を行うことを提案いただいております。

続きまして、指定管理者の収入の内訳でございますが、指定管理者の収入の内訳につきましては、指定管理料による収入のほか、農産物直売所運営や施設の使用許可に伴い、施設の利用者から得る収入となります。市の収入の見込みでございますが、営業利益を生かした場合には、その一定の割合を市に納付するものとしており、その利益還元割合につきましては20%ということで御提案のほうをいただいております。

最後に、なぜ当選者の事業計画を議員に公開しないのかということですが、公募に当たりましては、審査基準等をあらかじめ公表しており、指定管理者選定委員会において指定管理者候補者を選定していただきました。指定管理者選定委員会の答申を受けて、市は指定管理者候補者として議会に指定議案を提出しており、議案案件に必要である情報につきましては開示した上で御審議のほうをお願いしております。議員の方々も含め、情報開示を求める者の身分に関わらず、民間事業者のノウハウにつきましては、市の情報公開条例の規定により公開することはできません。

なお、本議会におきまして、指定管理者として御指定をいただいた後につきましては、提案内容を踏まえ、事業の実現性等を加味しながら事業計画書を策定していただきます。こちらの事業計画書につきましては公表させていただきますので、内容について御確認いただくことは可能というふうに考えております。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

それでは、順次再質問のほうをさせていただきます。

私は、今、農業従事者の高齢化により農作物の搬入が困難になってきております。そのことについてどう対処するのかということをお聞きしました。定期的に追加するとか、そういった問題ではなく、持ってきてくれる人自体が減っている、その中でどのように工夫をされていくのかということをお聞きいたしましたので、お答えいただきたいと思っております。

そして、フードコートの魅力ある工夫ということがうたわれております。これから要項をつくって募集をしていくということですが、この募集の内容が、魅力ある店舗に参加していただくような、そんな工夫があると思っております。そのフードコートが魅力的になるような工夫はどんな工夫をされるんですかということをお聞きしております。要項をつくって募集しますのではなくて、どんな内容の提案がされているのか、それをお聞きしておりますので、お答えをいただきたいと思っております。

それから、都市公園の観光拠点の関係でも提案をいただいているということで、一切内容について触れられておりません。これから地域のものを使って飲食をしていくということですが、それはもう公募の前から分かっていることでありまして、この当選した事業者がどんな工夫をもってこの観光拠点の運営をしていくのか、その特徴についてお伺いしておりますので、御答弁のほうをお願いいたします。

それから、年間のイベントについて、楽しめるイベントをたくさん提案していただいているという答弁をされました。私は、その中身を知りたいんです。夏は炎天下で大変暑い状況、いろんな都市公園の事例を見てきておりますが、キッチンカーを持ってきても夏は来ない、冬は伊吹おろしで寒い、来ない、そういった中で年間を通してイベントをしていくというような事業計画をされているわけですので、夏場はこんな工夫、冬場はこんな工夫、年間通してコンスタントに集客をしていくんだという、そんなアイデアがここにはあるのではないかと思います。そのアイデアについてお伺いしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、地域との連携、農福連携ということが言われております。具体的にどのような組織と連携していくのか、もう既に示されているのか、地域との連携についてもどのような組織と連携していくのか、示されているのか、具体的に教えていただきたいと思ひます。

それから、市の収入見込みであります。20%というのは、条例を見れば私だって分かります。その中で、この申請のときに収支の計画書は出されていると思ひます。その中で、大体幾らぐらいの見込みで今回公募をされているのか、具体的にお聞かせをいただきたいと思ひます。

それから、議会への情報公開の件であります。最終的に、情報公開条例を基に公開しないんだとおっしゃいました。情報公開条例の基本は、第5条で、公開が原則であり、条例で定められている以外は公開しなければならないというふうになっております。その中で、全てのこの事業計画書で、今の段階で黒塗りしなければならないところだけではないはずですよ。ごく限られたものしか黒塗りができない、そういった中で、議会のほう、議員に公開できない理由、何なのか、この条例を基に判断しているのであれば条例違反となりますが、そのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。以上です。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、順次御答弁のほうをさせていただきますと思ひます。

まず、高齢化に対応というところで、今高齢化が進んでいる農業のほうの納品とかの対応でございしますが、こちらにつきましては、先ほども御答弁させていただいたとおり、農作物のほうを実際に現場まで向かって集荷をするというような形、あと代理での配送ということ、そちらのほうで高齢者が現場まで納品できないような場合についても対応をしていきたいというふうに思っております。また、高齢化によってなかなか作物が作れないというようなこともあるかというふうに考えております。今、JAあいち海部と農業、観光振興に関する包括連携協定なども結んでおりますので、そういうところも有効に活用できればというふうに考えております。

その次、フードコートの募集の内容ということで、魅力的な内容ということでどんなような形でやっていくのかということでございますが、こちらにつきましては、一応内容といたしますと、地域の方々にテナントとして参加していただくことで、本市の独自性を演出するとか、あとターゲットに合ったメニュー展開、あと地域の独自性を生かすことを重要視するというような形で御提案のほうをいただいておりますので、募集要項をまた出すときに当たりましては、そういうところも加味した形で御提案していきたいというふうに考えております。

その次、観光拠点施設での拠点の特徴ということでもあります。こちらにつきましては、観光拠点施設におきましては、様々な形で観光の核として使っていききたいというふうに思っております。こちらは、まず観光拠点施設にはそちらについてレストランのほうを入れていただくということで、こちらにつきましては地元食材を使ったメニューとか、夏場なんかだとビアガーデンやなんかもやってみたりというようなことも考えておりますし、体験工房のほうをつくります。そちらのほうではレンコン料理教室とか、あと名物づくりの研究をしてみようとか、そんなようなことも考えておりますので、いろいろな形でこの観光拠点施設のほうを使って、市の観光の核として利用していききたいというふうに考えております。

あと、次にイベントについてでございますが、こちらにつきましては、今までやっておりますた蓮見の会、これをこれまで以上に魅力ある内容にバージョンアップするような提案もいただいております。そのほかにもビアガーデンとか、調理体験教室、あと「愛のまち交流」というふうに題しましたバレンタインフェアなど、年間を通して楽しめるイベントのほうを考えております。

その次、農福連携の件でございますが、今、具体的に農福連携で連携するということでは、まだ決定しているわけではございませんが、先ほども御答弁をさせていただいたとおり、社会福祉施設とか、そういうところとの連携もしていきたいというふうに考えております。あと、地域との連携ということで、地元の中学校、あと高校生とのコラボにより、地域への愛着を生むような工夫ができないかというふうに考えております。

その次、指定管理料の市の収入見込みということで、20%ということの御提示はさせていただいておる中で、ただ、内容的には金額が分かるのではというようなお話でございます。こちらにつきましても、全体として利益還元割合が20%ということで御答弁させていただく中で、あとは民間のノウハウに係る部分ということで、細かい数字については御答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

最後に、条例の考え方ということでございますが、今のところ、こちらについては、やはり提案書につきましては、民間のノウハウがかなり入っているものというふうに捉えさせていただいております。なので、今の提案の内容につきましては、そのような形を取らせていただきますが、今後において実際に指定管理者が決定した暁には、業務計画書という形でしっかりと皆様にお届けできるものと考えております。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで、お昼の休憩を取らせていただきます。再開は13時25分といたします。

午後0時22分 休憩

午後1時25分 再開

○議長（近藤 武君）

それでは、お昼の休憩を解きまして会議を再開いたします。

これから補正予算の質疑に入りますが、質疑におきましては愛西市議会会議規則第54条で、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。予算審議でありますので、予算書のページ数及び款項目を示してから、発言する際は議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第36号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第9・議案第36号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第3号）を議題とし、質疑を行います。

最初に、18番・竹村仁司議員、どうぞ。

○18番（竹村仁司君）

議案第36号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について、1点お伺いします。

補正予算書、ページ、14、15、10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費、12節委託料、文化部活動地域移行委託料60万円です。どこの学校のどのような文化部がどこの地域に移行するのか委託先を伺うのと、県支出金の内訳をお伺いします。

○教育部長（佐藤博之君）

佐織中学校吹奏楽部が、県の文化部活動地域移行推進事業として実証モデル事業の一つに選定され、地域活動団体に委託して事業を行います。なお、地域活動団体として、Aisai Marching Band BLOWINGを想定しております。事業費には、指導者派遣に伴う指導者謝金や地域活動団体講習会外部講師謝金、施設使用料、楽器借用費等が計上されております。以上でございます。

○18番（竹村仁司君）

今、答弁にもありましたけれども、補正予算の概要では部活動地域移行の実証事業との説明がありました。この実証事業の内容と、その結果から得られたものをどのように生かしていくのかお伺いすると、その後、部活動の地域移行を市内に拡大していくお考えをお伺いします。

○教育部長（佐藤博之君）

実証事業の内容は、地域活動団体へ委託し、部活動へ指導者を派遣するとともに、休日には地域活動団体が生徒を受け入れて活動を行います。生徒や保護者などを対象にアンケートを実施し、検証を行うとともに、地域移行、地域連携に係る取組に生かしていきたいと考えております。

部活動の地域移行、地域連携につきましては、国や県の動向に注視し、他自治体の情報を収集しながら手法や方針などを模索している状況でございます。近隣市町村と情報交換をしながら取組を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

次に、13番・原裕司議員、どうぞ。

○13番（原 裕司君）

議案第36号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第3号）、ページ数ですが、12ページ、13ページ、10款教育費、1項1目7節の小中学校適正規模等並びに老朽化対策準備委員会・検討部会委員報償費94万5,000円についてお伺いをしたいと思います。

今回補正として上げられておりますが、この委員会のメンバー、これまでのメンバーと違いがあるのかどうか、関係性があるのかどうかということと、老朽化対策準備委員会、そして検討部会の委員の構成について、そして任期はどのようになっているか、お伺いしたいと思います。

○教育部長（佐藤博之君）

令和4年7月に設置した愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会では、有識者、自治会代表者、保護者、学校長、公募による市民に委員を務めていただきました。

地区検討協議会には、愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会委員のほかに、有識者、学校長、保護者、自治会、学校評議員に委員を務めていただきました。

準備委員会の委員には、有識者、自治会代表者、学校評議員、就学児の保護者、未就学児の保護者、学校長、公募委員を、また検討部会の委員には、準備委員会委員のほかに、学校関係者として教頭、校務主任を想定しております。

任期は、最長で2年間と考えております。なお、委員の選任に当たりまして、愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会等の委員の皆様を前提とはしておりません。以上でございます。

○13番（原 裕司君）

新たに校務主任等も入られるということですが、では、愛西市小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画、このI期が3月26日に制定されておりますが、この基本計画に基づいて、より具体的な検討に入っていくということで、今回のメンバーの方たちに御足労願うわけなんです、具体的にこの準備委員会と検討委員会の検討項目ですね、様々な御意見がある中での検討に入るといって、より具体的になってくるかと思っておりますので、その辺の項目と、それと当然検討したものを教育委員会のほうに提言をすることになるわけですが、その時期についてお伺いをしたいと思います。

○教育部長（佐藤博之君）

学校再編に取り組んだ他自治体を参考に、教育課程や事前交流、学校行事計画など教育計画、学校運営等に関する事、トイレの洋式化や空調整備、駐輪場の容量、スクールバスのルートや利用範囲、乗降場所、通学路の安全など学校施設、通学路等に関する事、及び避難所としての機能やコミュニティ・スクールの必要性など地域課題等に関する事について検討・協議してまいります。

提言につきましては、任期終了時前を想定しております。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

次に、3番・中村文武議員、どうぞ。

○3番（中村文武君）

それでは、12ページ、13ページの6款農林水産業費、農業費の3目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金のところの産地パワーアップ事業費についてお伺いしたいと思います。

昨年度お配りさせていただいたときには、品目が米、麦、大豆、レンコン、イチゴというようなところで、品目を増やしてはどうかというお話もさせていただいたところ、今年ではたしか大根など品目が増やされたというふうにお伺いしております。その品目が増えた経緯等について、どういった経緯で対象品目が増えたのかということをお伺いさせていただければと思います。お願いします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

経緯につきましては、生産者団体より補助金活用の要望があり、あまそだち農業再生協議会が産地戦略を作成し、事業申請が行われ、事業採択のほうがされました。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、14番・佐藤信男議員、どうぞ。

○14番（佐藤信男君）

それでは、議案第36号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第3号）ですけど、ページ数が13ページで、4款の衛生費、1項保健衛生費、2目予防費で、個別予防接種委託料について質問させていただきます。

まず、今回新型コロナウイルス感染症予防接種事業に至った経緯についてお伺いたします。

次に、予防接種の期間としてはどれぐらいを予定しているのか、また予防接種できる場所は何か所ぐらいを想定しているのか、お伺いたします。

○健康子ども部長（人見英樹君）

まず、1点目の予防接種を開始するに至った経緯についてお答えします。

令和6年4月1日より新型コロナウイルス感染症予防接種がB類疾病となり、今年度の秋以降、65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能の障害、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として厚生労働省令で定められたものを対象に予防接種をすることになりました。

次に、予防接種の期間及び接種できる病院の数についてです。

接種期間は秋から冬にかけての実施を想定していますが、厚生労働省からは詳細な通知がまだ来ていない状況です。実施場所は、海部・津島地域で126の医療機関を予定しており、愛知県内の広域予防接種医療機関でも接種は可能です。以上です。

○14番（佐藤信男君）

それでは、再質問させていただきます。

予防接種の見込み人数は何人ぐらいなのか、また自己負担額はどれぐらいの額かをお尋ねいたします。

○健康子ども部長（人見英樹君）

予防接種の見込み人数は、令和5年度の秋の接種者約1万500人とインフルエンザ予防接種

者約1万1,000人の実績を参考に、接種者を1万人と見込んでいます。

次に、予防接種の自己負担額は、海部地区6市町村で構成する海部地区保健医療部会及び津島市で調整し、決定します。予防接種については、高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌の予防接種における自己負担の割合を参考に自己負担額を決定するものと考えられます。以上です。

**○議長（近藤 武君）**

次に、11番・角田龍仁議員、どうぞ。

**○11番（角田龍仁君）**

それでは、議案第36号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について質問させていただきます。

ページ数、13ページで、先ほどと同じように4款1項2目12節の個別予防接種委託料の関係で質問させていただきます。

先ほど佐藤議員から質問ありました自己負担額はお聞きになりましたので、省略させていただきます。それとは別に、国の補助率はどれぐらいあるのかお聞きしたいです。

次に、同じく13ページの6款1項3目18節、産地パワーアップ事業費と、あと新規就農経営発展支援事業費のおおのの事業件数と、また農業事業の種類を教えてくださいたいです。

以上です。お願いいたします。

**○健康子ども部長（人見英樹君）**

私からは、4款1項2目の個別予防接種について、国の補助率について答弁申し上げます。

B類疾病とされたことで、国の補助等の制度は原則ありません。ただし、昨年末に国が示していたワクチン単価が大幅に見直されたことで、令和6年度は助成されることになりました。

私からは以上です。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

私からは、6款の産地パワーアップ、あと新規就農について御答弁いたします。

まず、産地パワーアップ事業の内訳といたしましては、イチゴ農家5件、レンコン農家8件、水耕葉菜農家1件、大根農家4件です。

新規就農経営発展支援事業の内訳といたしましては、イチゴ農家1件、ミニトマト農家1件、ネギ農家1件でございます。以上です。

**○議長（近藤 武君）**

次に、16番・山岡幹雄議員、どうぞ。

**○16番（山岡幹雄君）**

議案第36号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金につきまして、私の立場から質問させていただきます。

産地パワーアップ事業につきまして、この事業の主な内容とこの事業の流れを教えてください。また、事業者の対象施設と金額を、お話がございましたが、私のほうからも質問させてい

たきます。

それと、同じく新規就農経営発展支援事業費、この事業の対象者の要件と、この事業の主な内容と事業の流れを教えてください。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、産地パワーアップ事業費のほうで内容と流れでございます。

産地パワーアップ事業の具体的な内容につきましては、農業の生産力の強化を図るため策定いたしました産地戦略に基づく栽培施設や共同利用施設の整備・改修、高性能な農業機械の導入などを支援するものでございます。

事業の流れといたしましては、生産者団体より補助金活用の要望があり、申請が行われ、事業採択後、着工となり、完了後に補助金が交付されるものでございます。

対象の施設と金額でございますが、イチゴ農家の対象者は5名、総事業費が3,913万2,300円で、主な対象施設はハウスの新設、あと夜冷装置でございます。

次に、レンコン農家の対象者は8名、総事業費が1,228万1,401円で、主な対象施設につきましては、水掘りポンプ、バックホーです。

次に、水耕葉菜農家の対象者は1名、総事業費が446万2,700円で、対象施設は養液コントローラーでございます。

大根農家の対象者は4名、総事業費398万2,000円で、主な対象施設は大根の引き抜き機、運搬車でございます。

続きまして、新規就農経営発展支援事業費でございます。

こちらの要件とかでございますが、主な交付要件は、独立自営の就農する認定新規就農者であること、経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること、目標地図または人・農地プランに位置づけられている、もしくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること、本人負担分について金融機関から融資を受けていることなどでございます。

主な流れといたしましては、次世代を担う認定新規就農者を育成するため、就農後の経営発展のため、機械、施設の導入を支援するものでございます。申請の流れは、農業者等により経営発展支援事業計画の作成がなされ、承認申請され、承認されると事業の着工となり、事業完了後に補助がなされます。その後、補助を受けた農業者等は、就農状況報告書を事業実施主体に提出をすることになります。以上でございます。

#### ○16番（山岡幹雄君）

それぞれ御答弁ありがとうございました。

内容的には分かったんですが、補助金とか支援、これは受けてやられるんですが、万が一、その対象者の方が事故とか何かで亡くなった場合はどういうふうになるか、お尋ねします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

今回補正計上いたしました産地パワーアップ事業、あと新規就農発展支援事業、それぞれの補助金は事業計画に基づき申請され、採択をされており、離農するという想定はございませんが、それぞれ補助金交付要綱における補助金の返還の規定に基づきまして対応を講じることと

なります。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

次に、6番・山田門左エ門議員、どうぞ。

○6番（山田門左エ門君）

では、通告書に従って質問します。

3ページの第2表の債務負担行為補正、道の駅あいさい及び花はす公園指定管理料8億2,779万6,000円となっておりますけれども、10年間の契約ということなので、途中で物価変動等あった場合、契約変更ということになるのかどうか、お聞きします。

2点目ですけれども、これは13ページ、歳出、6款1項3目18節負担金、補助及び交付金2,683万3,000円の対象となる、いわゆる産地パワーアップ事業と新規就農の補助金なんですけれども、これは地域別にどうなっているのか、教えてください。

それから3点目ですけれども、6款1項6目12節委託料2,016万8,000円ですけれども、設計委託料265万1,000円は、工事金額の増額によって設計委託料が増えたのかどうかをお尋ねします。

同じく13ページ目ですけれども、道の駅供用開始準備業務委託料1,751万7,000円の委託相手先と内訳が分かりましたら教えてください。

以上、4点お願いします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

初めに、債務負担行為の補正の関係でございます。

途中で物価変動によって契約変更するののかということですが、物価変動の対応につきましては、包括仮協定において物価変動に伴う指定管理料の改定について定めており、毎年度の指定管理料の改定を行うため、協定書の変更は想定をしております。

続きまして、6款1項3目の補助金及び交付金の2,683万3,000円の対象となる住民の地区ということでございます。産地パワーアップ事業の対象者は、佐屋地区、立田地区、八開地区の方で、新規就農経営発展支援事業の対象者は立田地区の方です。

続きまして、6款1項6目の委託料2,016万8,000円のうち、設計委託の265万1,000円は、工事金額の増額によるものかということですが、こちらにつきましては、令和7年分の工事の発注に当たり再設計業務を委託するものでございます。再設計業務委託料につきましては納品から1年以上経過がしており、積算単価を最新に更新し、また設計図書や仕様の修正などを行います。議案第33号の契約変更によるものではございません。

続きまして、供用開始準備業務委託料の委託相手先とその内訳ということでございます。委託先につきましては、指定管理者候補者を予定しております。内訳でございますが、供用開始準備に必要な人件費、宣伝広告費、消耗品などでございます。以上です。

○6番（山田門左エ門君）

再質問させていただきます。

先ほどのお話ですと、道の駅あいさい及び花はす公園の指定管理料8億2,779万6,000円なん



ですが、契約としては物価変動を見込んでいるので、契約そのものを変更することはないけれども、物価が変われば変わりますと、こういう理解でよろしいでしょうか。

○産業建設部長（宮川昌和君）

債務負担行為の中で物価変動分も含んでいるということでございますので、お見込みのとおりでございます。

○議長（近藤 武君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第36号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について質問をいたします。

こちらの議案書の第2表 債務負担行為補正について質問いたします。

債務負担行為ですが、今いろいろとお話もありましたが、再度債務負担行為の8億2,779万6,000円について、その詳細をお伺いします。

続いて、第3表の地方債補正ですが、この地方債補正についても変更前・変更後と、補正前・補正後とありますが、その変更の補正の詳細を教えてください。

続いて、歳入です。

ページ数が8ページ、9ページですが、9ページの21款諸収入、5項雑入、3目雑入の1節雑入について、9万1,000円、これについて詳細を教えてください。

続いて歳出ですが、ページ数が12、13ページです。

先ほどお話もありましたが、再度聞きます。

10款1項1目の7節報償費ですが、小中学校適正規模等並びに老朽化対策準備委員会・検討部会委員報償費ですが、これについての詳細と委員会の構成メンバー、または時期、どういった時期に行われるのか、教えてください。

続いて、10款1項2目の7節報償費6万5,000円、講師等謝礼と下の需用費10万5,000円の消耗品費、これについて、キャリアスクールプロジェクトの内容かと思いますが、その詳細、どこで行うのかということも含めて教えてください。

続いて、次のページへ行ってもらって、10款2項1目と10款3項1目の委託料について、それぞれ委託料または工事請負費について、このマイナスの内容について確認します。

また、最後に10款4項1目の12節委託料の文化部活動地域移行委託料の60万円の詳細、先ほどありましたが、60万円、もう一度何に使うのか。これは県からだけなのか、市からはその補助等はないのかも含めて、これは県のですから県の中で何をどう使うのか、それを全てBLOWINGに委託をして支払いをするのか、その内容について教えてください。

○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、債務負担行為の詳細でございます。

令和7年4月から10年間、要求水準を確保しつつ指定管理業務を行っていただくため、指定管理者候補者が提案した必要経費の総額でございます。以上です。

### ○総務部長（近藤幸敏君）

続きまして、第3表 地方債補正の変更の詳細でございますが、道の駅再整備事業債の増額は、道の駅再整備実施設計委託料の補正計上に伴うもので、小中学校空調設備整備事業債は佐織地区小・中学校の給食室空調設置事業費が令和5年度事業として補正予算をお認めいただき、令和6年度事業費の減額に伴い減額をするものでございます。以上でございます。

### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、雑入の詳細について御答弁させていただきます。

佐屋中学校、八開中学校、佐織中学校及び佐織西中学校の体育館において、冷房設備スポットクーラーを使用した際の冷房使用料を増額するものでございます。

続きまして、委員会の委員及び設置時期についてですが、準備委員会の委員には、有識者、自治会代表者、学校評議員、就学児の保護者、未就学児の保護者、学校長、公募委員を、また検討部会の委員には、準備委員会委員のほか、学校関係者として教頭、校務主任を想定しております。議会でお認めいただきました後、速やかに準備委員会を設置したいと考えております。

続きまして、キャリアスクールプロジェクトの詳細についてですが、愛知県教育委員会から指定された勝幡小学校の5・6年生を対象に、洋菓子職人を講師に迎え、働き方や働く苦勞、働きがいについて学ぶとともに、実際に洋菓子作りを体験していただきます。

続きまして、委託料、工事請負費の減額の詳細についてですが、令和6年度当初予算に計上しておりました小・中学校の施設改修の一部が令和5年度に採択されたため、3月議会におきまして議会の承認をいただきました。それに伴い、令和6年度当初予算から令和5年度学校施設環境改善事業費分を減額するものです。

小学校費におきましては、北河田小学校、勝幡小学校、草平小学校、西川端小学校、中学校費におきましては、佐織西中学校の給食室に空調設備を設置するための施設修繕工事等管理委託料及び空調設備整備工事請負費を減額させていただきました。

続きまして、文化部活動地域移行委託料60万円の積算の詳細についてですが、佐織中学校吹奏楽部が県の文化部活動地域移行推進事業として実証モデル事業の一つに選定され、地域活動団体に委託して事業を行います。なお、地域活動団体としてAisai Marching Band BLOWINGを想定しております。

事業費には、指導者派遣に伴う指導者謝金36万円、地域活動団体講習会外部講師謝金12万円、施設使用料12万6,240円、楽器借用費6万円等が計上されております。市が60万円以上の負担をすることは考えておりません。以上でございます。

### ○4番（河合克平君）

では、再質問いたしますが、第2表の債務負担行為ですが、募集要項によると8億6,000万だったような気がするんですけども、今回8億2,000万ということで、これはただ減額した計画を提案してきたというよりは、令和7年の分は5,000万円ほどなので、それが少なくなったという理解で先ほどから聞いていますけれども、そういう理解でいいのか、教えてください。8億2,779万6,000円の内訳を教えてください。

あと、歳入の21款5項3目1節の雑入ですけれども、9万1,000円は何か分かりましたけれども、これは各学校でどのくらい使うと、このような9万1,000円の金額になるのでしょうか。それについて積算の詳細を教えてくださいませんか。雑入の詳細はと聞いているので、その積算の詳細を教えてくださいませんかと思っていたら、その内容だったので、積算の詳細を教えてくださいませんか、お願いします。

あと、委員会の構成メンバーは分かりましたが、この委員会についてはもう一度、再度聞きますが、いつからいつまでなのか。2年ということもありましたけれども、いつ始まって、いつ終わるのかについて教えてください。

あと、キャリアスクールプロジェクトですけれども、県がということですが、勝幡小学校の5・6年生の洋菓子職人というのは、これは県が洋菓子職人というふうに指定をしてきたのか、それとも各小学校で校長がこれにしようという決めて決めているのか。キャリアスクールプロジェクトなので、仕事についていろいろと学ぼうということだと思うんですが、今回はたまたま洋菓子職人だったのか、そのことについて教えてくださいませんか。お願いします。以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

指定管理料の設定についてでございますけれども、今回指定管理料の設定につきましては、私どもの直営でやった場合の費用から一定割合、1割程度民間のノウハウが活かされる部分ということで、それを引いた金額ということで、それが先ほど議員もおっしゃいました8億6,000万円という金額でございます。

今回御提示させていただいております8億2,700万円何がしというのは、そちらの金額、もともと御提案いただいたのは8億4,500万円程度でございます。そこから供用開始準備業務を引いた金額の8億2,000万円ということでございますので、御承知おきをいただきたいと思っております。以上でございます。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

雑入の詳細でございます。

令和5年度の9月分として、学校体育施設において佐屋中学校は44時間、八開中学校は38時間、佐織中学校は72時間、佐織西中学校は106時間、合わせて計260時間御利用いただきました。近隣ですと、清須市において学校体育施設に空調設備が設置されております。清須市における令和5年6月から9月の平均の空調利用率は50%、よって260時間掛ける1時間当たり冷房使用料単価700円掛ける0.5ということで9万1,000円を算出させていただきました。

続きまして、委員会のメンバーの任期でございます。最長2年間として令和6年度、令和7年度を考えております。

キャリアスクールの内容についてでございます。キャリアスクールの内容につきましては、事業目的が働くことや生き方に対する考えを深める場とする、人や地域との関わりから学んだことを下級生や地域に発信したり、感じたり考えたりしたことを日常生活に生かす機会を設定するというものをもって指定校を受けました。

事業内容については、勝幡小学校で協議していただいた結果でございます。以上でございます。

す。

○議長（近藤 武君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

それでは、議案第36号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について質問いたします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の先ほどから何度か質問がありますが、産地パワーアップ事業、そして新規就農経営発展支援事業費についてお伺いをいたします。

何度も何度もこの産地パワーアップ事業というのは議会の補正予算や予算の中に出てきております。何年から始まった事業なのか。そして、取組から現在までの評価、目的がどれぐらい達成されたのかについてお伺いをいたします。

そして、6目の農業施設管理費の関係で道の駅再整備実施設計委託料についてお伺いをいたします。

議案の説明の中で、単価の見直しということで、令和7年度の発注に当たっての単価の見直しということでありましたが、どんなものの単価の見直しがされるのか、それについて詳細な説明を求めます。

それから、次の道の駅供用開始準備業務委託料についてですが、こちらの関係はいつどのような準備が進んでいくのか、プロセスと内容についてお伺いをしたいと思います。以上です。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、産地パワーアップ事業、あと新規就農事業の何年から始まったかということですが、まず産地パワーアップ事業につきましては令和元年度からで、新規就農経営発展支援事業につきましては令和4年度から始まっております。

おのおのの目的でございますが、産地パワーアップ事業につきましては、担い手の減少や高齢化、共同利用施設や園芸用栽培施設の老朽化が進んでおり、生産力の低下が懸念されており、農業の生産力の強化を図ることを目的としております。新規就農経営発展支援事業につきましては、農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業を実現するため、次世代を担う農業者の育成・確保をそれぞれ目標としております。

内容につきましては、産地パワーアップ事業、主な内容につきましては、農業の生産力の強化を図るため策定いたしました産地戦略に基づきます栽培施設や共同利用施設の整備・改修、高度な農業機械の導入などを支援するものでございます。新規就農経営発展支援事業の主な内容につきましては、次世代を担う認定新規就農者を育成するため、就農後の経営発展のための機械、施設等の導入を支援するものでございます。

取組から現在までの評価ということでございますが、産地パワーアップ事業につきましては、国の補助制度の活用が困難であった産地、農業者の施設等の整備を支援するもので、令和元年度で17名、令和2年度で15名、令和3年度で1名、令和4年度13名、令和5年度30名が補助を受けております。このたびの補助におきまして、18名の方の補助をお願いするものでございま

す。この補助事業は、補助対象者の省力化、コスト低減、生産性の向上につながっており、農業生産の基盤強化に効果的なものとなっております。

次に、新規就農経営発展支援事業につきましては、令和5年度に1名の方が補助を受けられ、農業を続けられております。このたびの補正では、3名の方の補助をお願いするものでございます。この補助事業は、就農後の経営発展に資するものとなっております、次世代を担う若手農業者を支援する有効な補助制度となっております。

続きまして、6款の6目、道の駅再整備実施計画の単価見直しの件でございますが、こちらにつきましては、実施設計を行いましたものにつきまして再度再設計業務委託ということで、納品から1年以上経過しているということもございまして、単価の見直しのほうをするものでございます。見直しする単価については、全てを見直すということでございます。

続きまして、道の駅供用開始準備業務委託の契約までのプロセスと内容ということでございますが、委託先につきましては指定管理者候補者のほうを予定しております。内容につきましては、供用開始準備に必要な人件費、宣伝広告費、消耗品等でございます。契約につきましては、この議決を得た後で契約を結び、3月末をもって事業期間というふうに考えております。以上です。

#### ○7番（吉川三津子君）

それでは、最初に産地パワーアップ事業と新規就農の関係からお聞きをしたいと思います。

これらの事業に対して、農協はどのように関わっているのか。この金額から、やはり農協さんのほうの人件費なり手数料なり、そういったものも含まれているならば、その金額とかを教えてください。

それから、いろんな機械等購入するに当たって、補助率、いろいろ借金もしよって大変だという声も聞こえているわけですが、こういった補助を受けたときの自前でどれぐらい用意しなきゃいけないとか、そういった点についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、先ほど、現在までの評価、特に産地パワーアップについては令和元年から行われていて、もう5年たつわけですけれども、高齢化、生産力アップに関して効果があるんだということですが、その効果があるという評価はどのようにしたのか。こういった数字的にこういったものがあって、感覚的なものではなくて、このように評価をしたんだというものがあれば教えていただきたいと思います。

それから、道の駅再整備実施設計委託料に関してであります。これは全て単価の見直しをするということでありますが、これは委託をかけたところに再度委託をするのか、委託先についてお伺いをしたいのと、単価を見直しするということになると、令和7年度の発注に当たって増額になってくる見込みというか、そういうようなものが発生するのかもお聞かせをいただきたいと思います。以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、順次御答弁させていただきます。

まず、JAさんの関係があるかというようなお話でございまして、こちらにつきましては、

あまそだち農業再生協議会、こちらはJAさんも含め、私どももこの中に入ってやっております。今回、産地戦略や何かをつくるところの協議会でございますので、JAさんの関係というのは当然そちらで生じているということでございます。補助金の中におきまして、JAの取り分みたいなのはございません。

その次の補助率の関係でございますが、産地パワーアップ事業につきましては、事業費の3分の1と愛知県の補助の100分の1を市が補助するという形で進めさせていただいておるところでございます。

その次、産地パワーアップ事業の高齢化に効果があるかということではありますが、産地パワーアップ事業自体は、やはり産地戦略をつくった計画について、やる気のある方たちに対して補助をするということでございます。御高齢で農業を営んでみえる方に対しても、当然若い方に対しても同じような形で補助のほうを出しているということでございます。

その次、どのような評価かということでございますが、産地戦略には産地の目指す姿、あと目標や何かもその中ではうたっておるところでございます。例えばどのような形で生産力が上がったか、省力化がかなったかというところを指標として見ているということでございます。

その次、道の駅の再整備の委託でございますが、委託先につきましては、令和4年度に実施設計のほうを受託した株式会社新日に依頼をする予定をしております。

その次に、再積算で増加した場合というようなお話でございますが、こちらにつきましては一応物価変動や何かにも、4年の実施設計の時点では4%と仮定をしておりますので、その以内に収まるというふうに考えております。以上です。

○議長（近藤 武君）

答弁漏れというか、あれですね。

○7番（吉川三津子君）

今お聞きしたのは、産地パワーアップとかですね。高齢化して農業従事者が減少している中で、この事業をやることの効果の評価はどうしたのかという意図で聞いたんですね。高齢化した農家の方に補助金を出すというのではなく、高齢化している農村地域にどのように貢献ができたんだろうという意味でお聞きをいたしました。すみません。

○産業建設部長（宮川昌和君）

この産地パワーアップ事業自体が、先ほども御答弁させていただいたように、産地戦略をつくって、例えばレンコンの産地をどのような形で発展させていくか、いかに少ないコストでいかに大きな収益を得るか、そういうようなところでこの事業自体が動いているというところがございます。なので、高齢化に直接つながるかどうかというお話になりますと、やはりちょっと観点が違う補助なのかなあというふうに感じております。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第36号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について質問いたします。

最初に、13ページの4款1項2目の予防費の10節の需用費、印刷製本費について、中身、どんなものについての内容となっているのか、教えてください。

それから、12節の委託料の個別接種予防費に関しては、先ほど予防接種の予測について1万人ほどというふうに言われていましたけれども、それについてちょっと確認をしたいのと、それから個人負担額はまだ決定がされていないようですが、これについての決定はいつ頃になるのかについて教えてください。

それからもう一つ、委託料の中の健康管理システム事業委託料と健康管理システム改修委託料について、それぞれの内容を教えてください。特に接種記録入力に係る事業というのは、具体的にどんなのかについてもお願いします。

それから、あと13ページ、6款1項3目18節の補助金、産地パワーアップと新規就農経営支援事業についてですけれども、この前、先ほどもありましたけれども、具体的に内容についてはこれまでの質問でいろいろありましたのでいいですけれども、新規就農支援事業について今回も3件というふうになっていますけれども、いわゆる施設や機器ということで、例えば農地の貸借とか、そういうことについてはどういうふうになっていますか。特に農地を持っていないければ就農支援できない、なかなか厳しいと思うんですけれども、新規就農としては。農地があるというのは、いわゆる後継者とかにどうしても限定されてしまいますけど、そういった状況について、含めてちょっと内容をお尋ねしたいと思います。

それから、同じく13ページの6款1項6目12節の委託料のさっきの道の駅再整備事業の実施計画ですけれども、時間がたっていて、今回単価等の設定をもう一遍やり直すんだという話がありました、業者は一緒で。ここまで遅れてきたのは何でか。時間がたってしまったということはそれなりの理由があると思うので、その点についてお尋ねをしたいのと、今やっている再整備事業との関係で既存施設という話ではありましたが、もう少し具体的にどんな形の改修をするのか、教えてください。

それから、道の駅供用開始準備業務委託料に関しては、今この指定管理業者になると思うんですけど、具体的にどんなことを進めていくのかについて教えてください。

あとは、これが先ほどの債務負担行為の指定管理料に含まれないというのは、どういう理由かというのを教えてください。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

私からは、4款1項2目の印刷製本費の内容についてです。

全戸配付によるコロナウイルス予防接種のお知らせ及び医療機関等経由で使用する予診票、請求書となります。

続きまして、接種委託料の接種数の予測、それから自己負担額の決定時期ですけれども、まず接種者数については、令和5年度秋の接種者約1万500人とインフルエンザ予防接種者約1万1,000人の実績を参考に、接種者を1万人と見込んでいます。

続いて決定時期なんですが、現時点でワクチン費用は国が参考に示しているものであるため、今後、実際のワクチン費用が確認でき次第、海部地区保健医療部会及び津島市で協議し決定されることとなります。

それから、続きまして健康管理システムの改修と事業内容についてです。委託料は、4種混合ワクチンにヒブワクチンを合わせて5種混合ワクチンになったこと、及び小児肺炎球菌ワクチンの13価が15価として接種可能となったことに伴うシステム関連経費です。事業委託料は、接種記録を取り扱うために必要な初期設定経費で、回収委託料は接種記録を管理しているシステムの改修経費となります。以上です。

#### ○産業振興課長（清水直樹君）

新規就農経営発展支援事業につきましては、40代以下の農業従事者の拡大を図るものでして、制度といたしましては次世代を担う認定新規就農者を育成するため、就農時の経営発展のための機械、施設等の導入を支援するものでありまして、借地でも新規就農は可能ですが、借地料の補助についてはございません。以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは再整備の実施設設計の委託でございます。

今回この時期にということでございますが、令和4年度で設計いたしました工事を発注するに当たりまして、物価の変動などかなりしているということもありまして、適正な価格を反映するために実施設計図書の見直しなどが必要となったということで今回計上のほうをさせていただいております。これにつきましては、今現在動いている産直施設、あとトイレ、レストランのところをフードコート等に改修するための設計を見直すということでございます。

その次、準備業務委託の関係でございますが、こちらにつきましては、本事業においては施設の供用開始を円滑に、また効果的に遂行できるように、供用開始準備委託業務ということで指定管理者候補者に対してこれは義務づけをしております。実施に当たる期間につきましては、6年度中に行うということしております。今回指定管理料に含まれないのはということで、6年度中にやるということでございます。こちらは地方自治法に基づく単年度会計の原則にのっとり、指定管理料とは別に計上するということでございます。以上です。

#### ○5番（真野和久君）

幾つか確認をしていきたいと思いますが、1つは負担額に関しては国の発表とかがないと分からない、大体いつ頃になるか全く分からないのか、その辺についてもう一度確認をしたいというふうに思います。

それから、13ページの6款の補助金、新規就農の件ですけれども、当然農業を始める場合に借地等でもいいとは思いますが、そういうのを借りるののあっせんとかというの関係とかを含めた支援というのはこれにも入らないということなのか、その点について確認をしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それから、道の駅の再整備の実施設設計委託料に関して、さっき今の施設等はトイレとかレストランとかをフードコートに変えるためのということですのでけれども、これは今回の道の駅の今



やっている改修には含まれないのかということについて、これは別々の、全く別の工事になるのかということについて、だから、同じような時期に同じような場所で同じような工事をやるという状況になるわけですがけれども、その辺の区別とか、それからやり方の工夫とか、そういうことを含めてどういう状況になっているかについてちょっと確認をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、道の駅供用開始準備業務委託料に関してですけれども、指定管理のほうは来年度、令和7年度からで、開業は令和8年度ということで、令和7年度はちょっと一旦指定管理料が安くなっているという状況はあるんですけれども、先ほどの河合議員の説明か何かで、6年度の事業業務委託料について引かせてもらったみたいな話があったと思うんですが、そうではないのか。それから、令和6年度に具体的にこの業務委託料でやることというのは、どんなことなのかについて説明をお願いします。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

私からは、まずコロナワクチンの自己負担額についてですが、先ほどワクチン単価がまだ参考ということで申し上げましたが、こちらについては、最終的には製薬会社のほうがワクチン単価をきちっと決めることになっております。ですので、その後、国から通知はあるんですが、その時期がいつになるかは今の時点では申し上げることはできません。ただ、当然周知をしてまいりますので、広報10月号には間に合うようなところでとこちらは思っております。以上です。

#### ○産業振興課長（清水直樹君）

新規就農につきまして、土地のあっせん等はこの補助金については含まれておりません。以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、まず設計のほうのお話でございますが、同じような時期に工事があるということでございます。今、道の駅の再整備の事業につきましては、5年、6年で2か年での継続で工事のほうを進めさせていただいております。最終、新しい農産物直売所が造られて、そこで契約のほうは終了ということで、今当然並行して事業のほうというか、営業のほうをしつつ工事をしているということもありまして、一旦そこで今の指定管理者が外に出るということもあります。なので、継続ではなく、そこから新たな1年間の契約のほうをさせていただいて、中を改築するという計画を立てております。

その次、準備業務のほうの委託でございますが、こちらは先ほどもちょっと説明はさせていただいたんですけれども、指定管理者候補者のほうから御提示いただいた金額のところには、この準備業務を含んで金額のほうの御提示をいただいております。なので、その金額分について、今1,700万程度でございますが、そちらについては、その中から当然債務負担行為となるものと6年度の準備委託のものと分けて計上させていただいているというところがございます。委託の内容につきましては、準備に係る様々な業務のほうを担っていただくということでございます。以上です。

○5番（真野和久君）

それを具体的に。

○産業建設部長（宮川昌和君）

はい。具体的に。申し訳ない、ちょっとお待ちください。

今回の指定管理準備業務の主なものとしたしましては、統括管理業務といたしまして統括管理責任者の人件費とか、あと本社の事務の手数料とかが入っております。あと、運營業務のほうでございますが、こちらにつきましても運営に携わる者の人件費、あと消耗品としてオープニングイベントの構築とか、あとPRパンフレットとして印刷製本費などが計上のほうされております。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第37号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第10・議案第37号：令和6年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第37号：令和6年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質問いたします。

ページ数が8ページ、9ページの1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の中で需用費26万4,000円、印刷製本費について、この印刷製本費はどういったものを印刷するのか、加入者情報というのはどういう内容なのか、教えてください。

続いて、同じく目一緒で、12節委託料1,285万9,000円、電算業務委託料とシステム改修委託料ですが、それぞれ詳細を教えてください。これは保険証をなくすということでのものだという説明もありますが、具体的にどのようなシステム改修が行われるのか、実際には今までのシステムが使えないのか等含めて大幅な変更になるようですので、その詳細内容を教えてください。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、まず需用費、印刷に関する加入者情報の内容ですけれども、記載される情報は氏名及びマイナンバーの下4桁となります。

続いて、委託料、電算業務委託料とシステム改修委託料の詳細でございます。

電算業務委託料は、通知の印刷及び封入を委託するもので、国保加入世帯8,000件、1件当

たり55円で見込んでおります。

続いて、システム改修委託料の内容ですけれども、国民健康保険マイナンバー保険証一体化対応として911万9,000円、国民健康保険システム負担割合チェック対応として150万7,000円、国民健康保険システム加入者通知対応として179万3,000円となっております。以上です。

○4番（河合克平君）

こちらの先ほどの需用費で、お名前とマイナンバーの下4桁、これは各被保険者にそれを通知して、何か確認をしてもらったらそれでおしまいという内容なんですか。それについてはどういった内容の案内が入ってくるんでしょうか。分かりやすくしていただきたいので、例えば何かを返さないかんのか、送り返さないかんのか等を含めて分かりやすくしていただきたいので、どういう内容なのか、もう一度再度具体的に教えてください。

それと、システム改修委託料ですが、マイナンバー保険証を使うことと併せて負担のことも等々という話もありましたけれども、これをするによって今までと違うことができるようになると思うんですけれども、それはどのような事務処理ができるようになるのか、教えてください。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、まず私からは加入者情報の目的を説明させていただきます。

医療保険者等が把握している加入者情報を通知することで情報の正確性を担保し、全ての方に安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただけるようにするために通知をするものでございます。以上です。

○保険年金課長（後藤真治君）

私のほうからは、システム改修の関係でございます。

システム改修の中でマイナンバー保険証一体化対応ということで、資格確認書の仕組みを整備いたします。資格確認書の発行、それから管理になります。

それから、システム、加入者情報の通知の対応ということで、先ほど部長のほうから申し上げましたマイナンバーの下4桁等を通知するものにつきまして発行をできるようになります。

それから、最後に負担割合チェックということで、医療機関へ提供されております負担割合等の情報と、愛西市の持っておりますシステム内の情報の整合性を突合するということとなります。そういったものを改修させていただきます。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第11・議案第38号（質疑）**

**○議長（近藤 武君）**

次に、日程第11・議案第38号：令和6年度愛西市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題

とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、6番・山田門左エ門議員、どうぞ。

**○6番（山田門左エ門君）**

8ページなんですけれども、実施計画明細書ということで1款1項3目20節委託料、下水道使用料システム改修委託料107万9,000円となっていますけれども、使用料の改定程度の内容なら、ユーザー側のシステム管理者がパラメーターの設定変更程度でできないかということ聞いております。実は、ほかにもシステム関係、しょっちゅう改修が出てくるんですが、こういったものについてはシステム管理者、言うなれば市のほうでできないかということをお聞きしています。答弁よろしくをお願いします。

**○上下水道部長（山田英穂君）**

下水道使用料の変更だけでない改修内容になっておりますもので、委託するものでございます。以上です。

**○議長（近藤 武君）**

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

**○5番（真野和久君）**

それでは、議案第38号の令和6年度愛西市下水道事業会計補正予算（第1号）について質問します。

8ページに、1款1項3目20節の委託料、先ほどの下水道使用料システム改修委託料について、今回改定に伴ってということですが、この改定は主に農業集落排水、コミュニティ・プラント等以外の一般の水道・下水道についてもかかってくるか、その点についてちょっと確認をしたいと思っておりますので、お願いします。

**○上下水道部長（山田英穂君）**

こちらのほうは、農業集落排水とコミュニティ・プラント、あと地域集合処理の改定に伴うものでございますので、一般水道とはまた別。ただ、南部水道で上水道の料金と併せて徴収するシステムの改修になっております。以上です。

**○5番（真野和久君）**

これ、今の答弁にありました南部水道のシステムの関係というのは、こちらの改修でそのまま料金変更すれば、自動的に南部水道の徴収のほうに変更されるか、南部水道のほうも含めて変更という話になってくるのか、今のシステム改修としてはどういう状況になっているんでしょうか。

**○上下水道部長（山田英穂君）**

現在使用しているシステムのほうが、海部南部水道企業団のほうで使用しているシステム内で使用料の計算を行う際の調定金額の変更機能並びに追加機能及びスマートフォンによる検針機能など、プログラム自体に改修、設定変更を行うものになっておりますので、直接私どもが触るというものではございません。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は14時50分といたします。

午後 2 時39分 休憩

午後 2 時50分 再開

○議長（近藤 武君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・決議案第1号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第12・決議案第1号：愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画第一期の策定について、小中学校適正規模等計画部分の白紙を求める決議についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、18番・竹村仁司議員、どうぞ。

○18番（竹村仁司君）

決議案第1号：愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画第一期の策定について、小中学校適正規模等計画部分の白紙を求める決議について、提出議員にお伺いします。

初めに、今回決議案という形で提出されたのはなぜか、お伺いします。

○5番（真野和久君）

では、竹村議員の質問に対してお答えをしたいと思います。

基本的に今回決議案として出したことに関しては、1つは、前回、立田地区から出された協議会の案の再検討を求める署名が1,267筆あったにもかかわらず、この請願が議会で残念ながら上程できなかったということで、その点についてやはり問題だというふうに考えること、それでやはり地域の方の中では、非常にそうしたことについて問題とされていると同時に、今回の基本計画に関してもパブリックコメントでは賛成者が少なく、いわゆる見直しを求める声が多数を占めていたこと。そうした中で、今このままどんどんと進んでいくことに対して非常に不安の声も我々のところにも届いているということもあって、今回決議案という形で提案をさせていただきました。

○18番（竹村仁司君）

この小中学校適正規模等計画部分の白紙を求めるという決議案の中には、スクールバスは、地球温暖化の今の時代には熱中症対策としても見守り対策としても必要ですと書かれています。スクールバスも白紙でしょうか。小中学校適正規模等計画部分の白紙を求める部分と、計画として残したほうがよい部分をお伺いします。

○5番（真野和久君）

今回白紙として求めているのは、2番と3番と4番、施策2、施策3、施策4のいわゆる中学校2校の統廃合と、それから立田の小学校の統廃合に関してです。

施策1の佐屋小学校の老朽化対策、また施策5に掲げてあるような学校施設の老朽化対策については、今2、3、4で検討されている小・中学校の統廃合とは別に進めるべきだし、また2、3、4に掲げている学校についての老朽化対策も進めるべきだと考えています。

また、今、竹村議員から述べられましたスクールバスの問題に関しては、統廃合するしないの問題ではなくて、もともと立田地域では通学距離が非常に長いという問題がありました。そうしたことは、やはり地域からの声としてしっかり教育委員会で検討していただければというふうに考えています。そうしたそれぞれの学校の課題に関しては、しっかりと地域や子供たちの意見を聞いて、ぜひとも改善をしていただきたいというふうにはもちろん考えています。ただ、統廃合が前提となっている今回の計画に関しては、取りあえず2、3、4に関しては白紙にして、もう一度見直しをしてほしいということです。

○議長（近藤 武君）

次に、13番・原裕司議員、どうぞ。

○13番（原 裕司君）

それでは、決議案第1号：愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画第一期の策定について、小中学校適正規模等計画部分の白紙を求める決議について、数点お伺いをしたいと思います。

施策2、3、4について、文面の中で、立田・八開地区検討委員会や住民説明会、座談会などで多くの反対の意見があり、全世帯のアンケートでも賛成者は過半数に届きませんでしたとありますが、全世帯からの回答率はどのぐらいあったのか。そして、賛成者の率、反対者の率、これの賛成者については「賛成」「おおむね賛成」「理解はするが反対」「反対」という率の関係でお答えをいただきたいと思います。

それともう一つ、立田地区の小・中学校が統合されると、学校が子供たちの生活の場から遠のくという文面があります。立田地区では、合併以前から村民体育大会や納涼まつり、学校行事では交流を行っております。また、部活やスポーツ少年団等で学区を超えた子供たちの交流は進み、縦社会・横社会の経験をしております。ここで言われる、学校が統合されたら学校が生活の場から遠のくというような意味合いで表現されておりますが、どのようなものか、お伺いをしたいと思います。

次に、地域の人たちの交流が難しくなるとありますけれども、同様にこの地域の交流とはどんな範囲を言われているのか、具体的な交流が難しくなるという事例をお伺いしたいと思います。

最後に、当然その反対・賛成というところで数値が分かれておるわけですが、この計画で賛成されている、あるいは早く進めてほしいという意見や、計画は仕方ないという意見もあるわけでありまして。こういった意見をどのように実現していくのか、具体的に説明をお願いいたし

ます。

以上4点、よろしく申し上げます。

○5番（真野和久君）

それでは、原議員の質問に対して回答させていただきます。

まず最初に、アンケートの件であります。アンケートの件に関しては昨年の秋に行われたアンケートに基づいて話をしています。全世帯のそれぞれの賛成者の率、反対者の率というのはそれを見てもらえばいいと思いますが、基本的に立田地区の回収率が32.6%、それから八開地区が42%という状況の中で、まず1つは立田中学校と佐屋中学校の統合に関しては、賛成者が55.9%でした。2つ含めてね。それに対して、回収率を考えると賛成者は40.5%ぐらいでしょうと。

それから、立田の小学校の統合に関しては、「おおむね賛成」と「理解できる」が大体59.5%です。この回収率が32.6%なので、大体幾らだったっけ。しまった、書いてないや。小学校に関しては59.5%で、回収率が32.6%なので、おおよそですね……、ちょっとすみません、もう一遍計算します。

基本的に、それで八開に関しては回収率が42.9%で賛成者が59.6%で、大体42.3%ぐらいになります。そういう点で、主に過半数に達していないという状況になります。

それから、立田地区の小学校で統廃合されると学校が生活の場から遠のくということですが、1つは、学校が遠くなってスクールバスで登校するとなると、地域から子供たちの姿が見えなくなるというような状況や、いわゆるスクールバスの活用が、実施そのものについてはあれですけれども、いわゆるこれまでのような見守り等の地域の方々との触れ合いの機会が失われてしまうとかそういったこと、あるいは地域との関係でいうと、今まで2校あったんですが、そういう中での総合学習や社会科、生活科などでの授業での地域との協力関係が一部失われてしまうのではないかというおそれや、あと各小学校区の中の歴史的なものについての伝承等もやはり考えていかなきゃいけないのではないかというふうに思います。そうしたことが、どうしても統合されてしまうと、2つが1校になってしまうと、その辺がやはり十分に配慮していかなくちゃいけなくなってしまうのではないかということです。

それから、もちろん賛成をされている方も見えるわけで、その賛成について、あれがおかしいとか、これがおかしいとかということではなくて、やはり賛成・反対を含めて地域で意見をしっかりと言いながら、地域の合意の下に進めていくのが基本的な国の持っている統廃合の進め方であるにもかかわらず、残念ながらそうなっていないというところに問題があるというふうに考えています。

○13番（原 裕司君）

それでは、再質問というか、またお聞きしたいところがございます。

先ほどのパーセンテージの部分でいきますと、計算方法っていろいろあると思うんですね。今回、立田地区に2,209世帯ありまして、そちらの方々に世帯1人当たりで回答をいただくという形で配付されたと思います。ですから、数値の検討からいきますと、2,209が対象者です

ので、そのうちの反対数を見ますと、当然施策の場合、立田中と八開中の全部を1つの学校とする案で、「反対」「理解するが反対」が240名ありました。この全世帯数で、率をパーセンテージに表しますと10.8%になります。

施策4の場合ですけれども、立田南部小学校と立田北部小学校を1つの学校区にして現在の立田中学校の場所にする案でございます。これが「反対」「理解するが反対」の方々が、138人が反対されました。全世帯での率からいいますと、6.2%の方が反対であるという数値が表れます。立田の場合においては、約1割に満たない数値となります。つまり、10人に1人の意見としては「反対である」という意見があるわけです。その10人に1人の意見で白紙撤回、白紙を求めるということはいかがなもんかなというふうに思いますし、施策3についても、このように八開地区全世帯が1,298世帯の方に回答を求め、「反対」「理解できるが反対」が174で、パーセンテージにしますと13.7%となります。10人に1.3人の方が反対だということになります。

こういう数値を基に白紙撤回を、白紙にしてくださいというのはいかがなもんかなと思いますが、この数値を見て、河合さん、どのように考えられるか、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○4番（河合克平君）

今、反対というところだけを取り出してお話はありましたが、立田地区で全世帯で2,209世帯は先ほども一緒ですね。その上で賛成だったのが40.5%ですから、283世帯です。立田の中でも、賛成したのは2,209世帯のうち283世帯です。八開でも1,298世帯のうち223世帯が賛成と、同じ率でいくとね。反対もそのようなお話にもありましたけど、いわゆる反対でも賛成でもなくて、分からないという非常に率が高いのはずうっと同じようなままです。そういったことを考えると、まだまだしっかりと地域で話し合いがされていないというところが、このアンケートの結果で分かるのではないかと。

原さんは、6%だとか10%だと言ひますけれども、逆に賛成しているのは18%や13%であったり、賛成も反対も含めて、いずれにしても過半数はいつていない状況の中で、それをもって決めてしまうということは、あまりにも急ぎ過ぎではないかということをお考えし、まだまだ子供たちにとっての教育というのは、今各地域にある学校を守りながら、そこで通いながら子供たちが生活、また学んでいくということが必要だと思ひますし、教育の方法というのは、今コロナ禍を経る中で、オンライン等を含めていろんな教育の方法ができてきておりますので、全てが統廃合が万全であるということはい切れないというふうに考えますし、そういった点では、今白紙で戻して、再度もう一度地域の皆さんと一緒に時間をかけて話し合いをしていく必要があるということで、今回の決議を出させていただきました。よろしくお願ひします。

○議長（近藤 武君）

次に、14番・佐藤信男議員、どうぞ。

○14番（佐藤信男君）

決議案第1号：愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画第一期の策定について

て、小中学校適正規模等計画部分の白紙を求める決議について、質問させていただきます。

本文の中段で、統合すれば学校までの距離が長くなるので、スクールバスで対応するといいますが、具体的な方法は検討されず、学区も曖昧で、小さいお子さんを育てておられる保護者の不安は計り知れませんが、保護者の不安の根拠は、スクールバスと学区のことには言及されていますが、それ以外には具体的にどんなことがあるのか、お伺いします。

次に、立田や八開地区から中学校がなくなる弊害は説明されておらず、少子化対策も考えられていませんと表現されていますが、愛西市では数多くの少子化対策を実施していますが、それ以外に具体的にどんな対策が必要なのか、お伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○5番（真野和久君）

佐藤議員の質問に対して、保護者の不安ということに関しては、これまでのアンケートや様々な部分に書いてあることがあると思いますけれども、例えばスクールバスの運行が子供にとって本当に利便性がいいのかという問題は、距離の問題等は当然ありますけれども、それ以外にもいろいろと課題はあります。学区を外すことがどの程度の範囲になるのとか、学校が遠くなると遊ぶ時間が減るのではないかとか、あるいは、例えば親が迎えに行くというのに対してすごい距離が出てしまうような問題とか、それからもう一つは、学校が大幅に削減されてしまうと、将来ここに住む人が減ってしまうというような様々な声もあります。

あと、少子化対策に関してですけれども、少子化対策が考えられていませんというと、少子化対策は愛西市としてそれぞれやっていますけれども、当然それに関して、それ以外に具体的にどんな対策があるかということがある。今までも少子化対策として、いわゆる子育て支援としてやっていくことに関しては、例えば学校給食費の問題とか、中学校は無償になりましたが、小学校の無償化等も含めていろいろとあると思います。

それと同時に、というか、特に言いたいことは何かといいますと、そもそも少子化対策ということなのであれば、基本的に学校の統廃合を進めてしまうというのは、やはりこの間の人口の減少の問題もそうですけれども、立田・八開地区の人口がやはり大きく減っていく一つの要因となってしまうのは、学校統廃合が一番大きな課題であって、それによって当然子供も減るわけで、そうしたところがやはり大きな問題だと考えますので、そういった点で統廃合の見直しそのものはやはり考えていくべきだというふうに考えます。

○14番（佐藤信男君）

御答弁ありがとうございます。

1回目は真野議員さんのほうから御答弁いただきましたので、2回目はちょっと河合議員さんをお願いしたいと思います。

小さいお子さんを育てておられる保護者の不安は計り知れませんがというふうに表記されていますが、この内容というのは推測なのか、それとも実際にあった話なのか、それは何人ぐらいの保護者の方のお話なのか、また保護者全体から見た何%ぐらいの方のお話なのか、分かればお伺いいたします。

それと2つ目なんですけど、先ほど学校の給食費の無償化、それ以外にもいろいろあるという具体的なお話をいただきました。これが、こういった施策が少子化対策に対して明確に解決できるというような根拠があればお伺いをいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○4番（河合克平君）

こちらの中でお話がありました不安が計り知れないということについてですが、具体的に何人の意見でどうという数は集約をしておるわけではありませんが、例えば今の生徒でも、佐屋中に行くとも不良が多いので不安だとか、いわゆる合併することによって、今ある小学校・中学校と違うところに行くということの不安は、子供も含めて親も含めて漠然とあるのは事実でありまして、それがこの「賛成」「反対」「分からない」に表れているのではないかというふうに考えますので、それが何人であるからどうなのかということについて特に申し述べることはありませんけれども、そういう不安があるということは皆さんのほうにも御理解をいただきたいですし、佐藤さんにも御理解をいただきたいというふうに思います。

あと、少子化対策についてですが、先ほど真野議員からもお話がありました、学校がなくなるという計画を持つことが少子化を一層進めている。保育園がなくなる、そういう子育て世帯に対して不安を与えるような施策が今実際行われて、計画をされ、進められているということ自体が、少子化をより一層進めるということにつながるもので、そういった点では、例えば全体的に、学校給食の問題等も含めてですけれども、一部の地域には人口が増えるかもしれないです。

ただ、立田や八開地域については、過去5年間遡っても一番減少しているということがあるのは、まさに6年前に立田と八開をくっつけて1つの小・中学校にしようという計画が出されてから大きく減少しているのもあって、ですので、そういった点では、そういった計画から地域の人口がどんどん減っている、少子化が進んでいるというところにしっかりと目を向けないといけないというふうに考えますので、少子化対策というのは、まずは学校、中学校を地域に残し、そしてその上で子供たちの安全・安心な教育を行っていくということが必要かというふうに考えますので、お願いします。

○議長（近藤 武君）

次に、16番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○16番（山岡幹雄君）

それでは、決議案第1号：愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画第一期の策定について、小中学校適正規模等計画部分の白紙を求める決議につきまして、私のほうから数点質問させていただきます。

竹村議員と一緒にですが、一応質問しないと再質ができないものですから、今回の提出された決議案についてどのような経緯で提出されたか、お尋ねします。

2点目に、決議案、施策2、3、4について見直しを求めますが、具体的に案があれば、その2、3、4の、大体で結構ですので、説明をお願いします。

3点目に、学校の環境をよくするため、今通学している子供たちの意見や要望を聞いてとあるが、どのように子供たちの意見や要望を具体的に聞くことを考えているのか、そしてどのように実現していくのか、またなぜ今通学している子供たちだけの要望なのか、お尋ねします。

○5番（真野和久君）

それでは、山岡議員の質問に対しての回答を行います。

1点目に関しては、竹村議員にお話をしたのと同じで、基本的には立田地区から出された協議会案の再検討を求める署名と陳情があったにもかかわらず、残念ながら議会として取り上げなかったということ、それからそういう中でやはり様々な不安が解消されていないし、問題とする声もたくさんあるということです。

それから、もう一つは今回学校適正化の基本計画が決定をされました。今後、準備委員会等がより具体化されていくわけでありますけれども、その前にまず一旦立ち止まって、もう一度やはり学校の統廃合に関して考えていくというのが必要ではないかというふうに考えて提案をしています。

それから、2つ目の施策2、3、4の見直し、具体的に一応最後のところに白紙と書いてあるので、白紙撤回をまずしてもらって、その後、学校をどうするかについては、もう一度ちゃんと地域と一緒にになって検討していただくということになると思います。

それから、3つ目の学校環境をよくするため、今通学している子供たちの意見や要望を聞いてとあるがという話ですけれども、学校環境、学校の施設やそうしたものに関して、子供たちに様々な意見を聞いて安全対策等を進めていくことは必要だというふうに思いますので、当然そういうことです、基本的には。なおかつ、なぜ今通学していると、これは児童・生徒、通学している子供たちが対象なので、今の学校、当然年度が替われば、また新しい人たちに替わってくるので、別に今ある人たちの児童・生徒のことだけで固定化するわけではないので、毎年毎年当然入れ替わっていくわけですから、別にそれ以外の人たちの意見を排除しているという意味ではありません。もちろん保護者についても同様です。以上です。

○16番（山岡幹雄君）

それでは、再質問させていただきます。

御答弁ありがとうございました。

河合議員、よかったから答えていただければ結構ですので、再質問させていただきます。

まず1点目、決議案の施策2、3、4を白紙にするということですが、長い時間をかけてという御答弁もございましたが、どれぐらいの年数、計画を持ってみえるのか、お尋ねします。

次に、小中学校適正規模については、特に小規模中学校によるデメリットの解消に向けた取組と理解しています。特にクラス替えが行えない弊害が現に起きている声があることに対して、どのように考えるのか、お尋ねいたします。

未就学児童数の現況は、教育委員会が毎月発行するチラシで、市内全域の住民が情報を共有している。令和6年2月のチラシでは、令和9年入学時の立田南部小学校は10人、立田北部小

学校は9人、八輪小学校は10人、開治小学校は4人となっております。これはチラシの人数でございますので、数年後にはひょっとして増えるか少なくなるかは分かりません。

立田地区、八開地区の児童にとって、小・中学校適正化が必要でないか、お尋ねいたします。教育委員会が11月に立田・八開地区の世帯を対象として、意向調査では立田地区、八開地区とも、「おおむね」含めて反対より賛成のほうが多い結果が出ています。「おおむね」も含めて賛成されている市民に対して、どのように今後説明されていくのか、お尋ねします。

また、今回の決議案の最後の文面に、先ほども御回答いただいたんですが、愛西市に対して住民の合意のない基本計画の施策2、3、4の計画を白紙にすることによって、子供たちに聞くと記載してありますが、どのような方法で、今現在アンケートか何かされるのか、ちょっとその辺のことをお伺いすると、それとちょっと文章的にも、今の学校の環境をよくしということに記載してございます。現在の小・中学校はどのように環境が悪いのか、建物の老朽化はいろいろと分かるんですが、具体的に何が悪いのか、教えてください。

また、この基本計画で子供たちの意見が半数以上、もしくは同意があった場合、そのとき提案者の意見を伺いたいです。以上です。

○4番（河合克平君）

では、漏れるかもしれませんが、順次答えていきます。

いつまでに計画を白紙にして決めていくのかということについては、まず白紙にしないと、それについてはまずは白紙にして、その上で地域の人たちとよく話し合うということが必要なもので、例えば今の計画案については、佐屋と佐織地区については何らかの答えが出ましたけど、立田と八開地区については結論が出ていない。その上で計画を決めていますので、少なくとも立田地区、八開地区の地域検討協議会で出た結論からいうと、この計画案については一旦白紙に戻して、もう一度地域で話し合いをするということが必要かというふうに考えます。

あと、小規模中学校のクラス替え等の問題ですが、クラス替えがないことによって不安があると。いじめ等を含めて不安があるということがあると思いますけれども、多人数であってもいじめというのは起こりますし、少人数であってもいじめというのは起こることだと思います。そういった点では、どちらがいいのかということについて、不安がなくなるかということについては一応あると思いますけれども、ただ、世界的には100人ほどの学校が一般的だと、全校生徒で。言われている中で、小学校と中学校についてはあくまでも義務教育であり、基本的な子供たちの成長を促す教育が行われるべきなので、そういった点では、少人数であっても先生たちの教育の在り方によって、その子供たちは健やかに育っていくということではできないかということを考えております。ですから、クラス替えが全てではないというふうに思っておりますので、そのことについてお答えをさせていただきます。

あと、令和9年度、令和8年度と小・中学校の児童・生徒が減っていくけれどもということについては、コロナ禍でもそうでしたけれども、多人数によってクラスの中で教育をするということが非常に難しい状況があって、オンライン化や、また密を避けようということで、前後

左右空けて教育を受けることになる、30人もおるクラスだと図書館に行かないと受けられないとか、視聴覚室に行かないと受けられないなんていうことがありましたけれども、実際そういうことが今後もないとは言えないですし、少人数の教育というのは今見直されているということだというふうに考えますので、そういった点で、学校が大きいか小さいかではなくて、少人数の教育は大きくても小さくてもできるので、そういった点では、子供たちの教育の状況にプラス・マイナスはないと、小規模であってもマイナスはないというふうに考えます。そのことについてよく理解をしていただくように、やはり地域の皆さんと相談をしながら、今後どうしていくかということを考えていく必要があると思います。

反対や賛成の人が多いいいことですが、分らない人も多いいです。そういった点では、分らない人の意見を聞かなくてもいいのかという問題にもなりますので、いずれにしても「賛成」3分の1、「分らない」3分の1、「反対」3分の1なんですよ。そういった点では、3分の1の賛成者が、3分の1ちょっと増えたぐらいで多いからといって決めてしまって進めているのはあまりにも乱暴だというふうに考えますので、そういった点では、もう一度しっかりと話し合いをしていただきたいと。

○16番（山岡幹雄君）

どうやって説明をしていくのかと、賛成の人に。

○4番（河合克平君）

あと、学校の環境をよくしということについての一文については、まさに老朽化対策をしっかりと行っていくということで環境をよくしていくということです。佐屋小や佐屋中や立田南部小とか、立田北部小を実際に行ってきましたけれども、そこをきれいにするのは合併してからねじゃなくて、そこはしっかりと中学校、立田中学校を佐屋中に合併するためにきれいにするよと、条件を適正化に求めるのではなくて、今すぐに子供たちの学習環境をよくしていくことを求めていきたいと思いいますし、今後どうしていくかについては、しっかりと話し合いをしていくということが必要かと思いいます。

あと何かあればあれですけど。

○16番（山岡幹雄君）

3分の1の賛成の方をどのように説明していくかというのと、あと建物の、子供さんに環境をよくしと、今の現状は環境が悪いという表現をしてみえます。建物の老朽化以外に具体的に何が悪いのか、教えてください。建物のほかに何が悪いのか。

○4番（河合克平君）

こちらでいう、先ほどもお話ししましたけれども、今の学校の環境をよくしという中は、この後に続く老朽化対策に重点を置くというところになりますので……。

○16番（山岡幹雄君）

それ以外で。

○4番（河合克平君）

そのこと、それ以外でということよりも、まず先に行うべきことをやってほしいという内容

で決議を求めているので、それ以外どうこうというよりも、まずは先に小学校・中学校を、教育を受けやすい、そういう老朽化対策をしてほしいということです。

3分の1の方にどう説明していくかということについては、3分の1の分からないという方にどう説明していくかということもありますし、それは全ての皆さんに説明していくことだというふうに思いますので、強く話し合いを進めるということだと私は考えます。だから、3分の1の方にも、賛成の3分の1の方にも説明をしないかんし、反対の方にも説明をしないかんし、分からないという方にも説明をしていかないかんと。まさに分からない人が多いのは、説明が足りないからだというふうに考えますので、そういった点ではしっかりと分からないということも含めて説明をしていくことが必要というふうに考えます。そんなものでいいでしょうか。

○16番（山岡幹雄君）

ありがとうございました。

○議長（近藤 武君）

次に、6番・山田門左エ門議員、どうぞ。

○6番（山田門左エ門君）

それでは、通告書に従って質問してまいります。

この白紙撤回を求める決議についてなんですけど、全世帯アンケートでも過半数に届かないということが書いてありますが、令和4年3月に行ったアンケートでは、40%しか賛成者がいなかったことを言っているのかということが1点目。

2点目が、今年の1月にパブリックコメントを行いましたけど、反対意見が非常に多かったです。これ全部読みましたけれども、80%が反対でした。これを読まれているのかどうかをお聞きします。

それから3点目ですけども、住民合意の形成なしに進める手法というふうにありますけど、それは、愛西市の教育委員会が地区検討協議会を開催し答申を出すということを約束されて、全世帯に配付されておりましたけれども、これをほごしたことを言っているのか。あるいは、この計画書は教育委員会から依頼して、協議会から出されたものではなく、答申が出ていないです。そういうこともあります。

それから、平成30年には愛西市の3会派の議員から教育長宛てに、住民との合意形成をするよう陳情書も出されています。最低限、合意形成をするようにというのは文科省も全てこういうことが書いてありますけれども、こうした事実を対象としているのか。

以上、3点についてお聞きします。

○5番（真野和久君）

1点目に関してですけども、当然令和4年度の3月のアンケートで40%しか賛成がいなかったことについては存じていますが、今回の意見書の中では、令和5年の10月から11月のアンケートの中でも、回収率との関係でいうと、賛成者も非常に少ないということを指摘しています。

それから、パブリックコメントに関しては、一応教育委員会からパブリックコメントの意見

を全部いただきました。それも読ませていただきました。基本的に、1つは永和学区のほう、統廃合の問題をやめてほしいというような意見や、あるいはいわゆる小規模校を大切に教育してほしいという声、それから先ほど言われましたけれども、それぞれの地域協議会の答申が出ていないし、手続上もおかしいんじゃないかというような声、それからもっと地域の声を聞いて対応してほしいとか、様々な反対意見があったことは知っています。そういうことも含めて、今回のことについてはやはり見直しを求めていく必要があるというふうに感じました。

それから、住民合意の形成をなしに進める手法ということに関してですけれども、これは先ほど山田議員の言われたことは当然含みます。そういったところも象徴的でありますので、手続上もおかしいという問題がありますし、ただ、それだけではなくて、これまで様々な協議会等をやりながら、地域の様々な声というのが本当に具体的に考えられているのかというのが非常に疑わしいところがあります。

反対意見に関しては、ある意味、聞きおく状況になっているということもやはり問題だというふうに思いますし、やはり本当は地域から、合併をするのであれば、合併をしたいということをして市のほうに、市の教育委員会に訴えるべきであるし、その場合にも、地域のどういうふうに学区をしたいかということはやはり優先されて議論されるべきではないかというふうに思っています。当然その辺が、当初の平成30年度のときについては、立田中学校にも1拠点化というのが、市民の中からも多くの批判がありました。それが平成30年度の愛西市の3会派の、委員会など、議長宛ての陳情書にもなったというふうに思っています。

陳情書そのものについては、残念ながら私は現物は見たことがないのですけれども、基本的にはあれは地域の住民合意、地域の意見の尊重をしろというものだったと思いますので、やはりその考え方は今でも生きているというふうに考えています。そういったところも、やはりしっかりと踏まえながら、今もう一度立ち止まって、学校統合についてはしっかりと考えていく必要があるのではないかというふうに思います。

やっぱり地元から、地域から学校不安の中で統合してほしいという声もないのに、上のほうから、この案はどうですか、あの案はどうですかという形でやって、それではやはり地元の住民の合意が取れるとはとても思えないと思いますので、その点、やはり国が言っているような形での対応をしっかりとやるべきだというふうに考えています。以上です。

○6番（山田門左工門君）

回答ありがとうございます。

私は、この学校問題でもう6年か7年やっておりまして、ほとんどの歴史を知っております。立田地区も1,250名の反対署名が出されております。内容も、小中一貫校でもいいから残してほしいという声が多いです。それに賛成した人が1,250名です。先ほど3分の1が賛成とか、反対とかとありますが、このアンケートを取った人数が数百人程度の話なんです。

それから、永和地区も1,000名を超える人たちが反対署名をされています。立田の方も永和の方も、なぜか私のところにちょくちょく来られて、何とかしてほしいという声が多いです。議員の皆さんも、ぜひ地元の住民の人たちの声をよく聞いてあげてほしいというふうに思いま

す。ぜひ教育委員会の傍聴に来られたりとか、それから過去もありましたが、検証委員会だとか地区検討協議会、ほとんど議員さん誰も来られていないです。ちゃんとこういうところに出て、住民の声をやっぱり聞くべきではないかというふうに思います。ぜひこういった文書が出るようなことのないようなことをやっていただきたいというふうに思います。

○議長（近藤 武君）

山田議員、すみません。山田議員、質問ですか、それ。

○6番（山田門左エ門君）

はい、質問します。

それで、先ほど言いましたように、立田から1,250名の反対署名、永和から1,000名を超える反対署名がありますが、これについて十分認識されているかどうか、お尋ねします。

○5番（真野和久君）

それに関しては、署名するものについては頂きましたし、当然認識をしております。

先ほど申し上げましたが、統廃合を検討するのであれば、やはり地元からのこうした形で何とかしてほしいということを、しっかりとやはりそういったことを尊重しながら進めていくことが基本だというふうに考えていますので、その点については、やはりそうした形をぜひとも進めていただきたいというふうに思います。

また、小規模校に関しても、やはり犬山などでは小規模校そのものが、地域の中では、それぞれの地域のところではやはり尊重しながら進められています。独自の加配とかも含めて、やはりそうした教育が尊重されるべき、愛西市でもすべきだというふうにも考えます。そうしたことを含めて、今回の意見書に基づいて、もう一度学校統廃合の在り方について考え直してほしいというふうに思っております。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

○4番（河合克平君）

議長、まだ答えます。

○議長（近藤 武君）

ちょっと待って。

〔「誰に対して」の声あり〕

○4番（河合克平君）

山田さんに対して。

○議長（近藤 武君）

いや、求められていないので。

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・委員会付託について

○議長（近藤 武君）



次に、日程第13・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第27号から議案第34号並びに議案第36号から議案第38号及び決議案第1号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の委員会へ付託をいたします。

なお、各常任委員会に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会の開催日程は、先般配付いたしました会期日程予定表のとおり行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（近藤 武君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は、6月21日午前9時30分より再開しますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時39分 散会

